第２章　環境の現状

本章では、市内を流れる河川の水質や大気汚染の状況、騒音など環境調査の結果をもとに、環境の現状を報告します。

各種測定結果の総括

〇令和７年度の各種測定結果に目立った問題はなく、市内全域で良好な環境が維持されています。

〇大井川をはじめとする主要な河川及び野守の池の水質は、良好な状態が維持されています。また、生活排水の影響を受けやすい中小河川も各種検査結果は良好な状態でした。

〇大気の状況は概ね良好であり、市内で測定している硫黄酸化物*、二酸化窒素*及び浮遊粒子状物質*は、環境基準*を下回っています。

〇騒音規制法に基づく面的調査結果は、すべての評価区間で環境基準を達成しています。

〇環境放射能は、静岡県と中部電力株式会社が測定を行っています。平成28年７月の浜岡原子力発電所の周辺市町の安全確保等に関する協定の締結により、これまでの測定対象に加え、土壌と上水の環境放射能の測定が行われており、これらのデータ結果は静岡県環境放射能監視センターのホームページで公表されています。

〇令和７年度に市民から寄せられた公害苦情件数は22件で、野焼き及び騒音に関する苦情が大半を占めています。

１　水

市内を流れる河川は、下表のように大きく４つの水系に分けられ、各水系は最終的に菊川水系が遠州灘に流れ込み、それ以外はすべて駿河湾に流れ込んでいます。これらの河川は、大井川や菊川といった一級河川を中心にそれぞれ有機的に関係を保ちながら、市街地や平野部を網の目のようにして流れています。

このため水辺との関わりは県下でもトップレベルにあり、私たちの生活に欠くことのできないものとなっています。

特に扇状地を形成する大井川流域において、地下40m～65mにある帯水層*は、豊富な地下水の恵みをもたらしています。

市内の主要河川

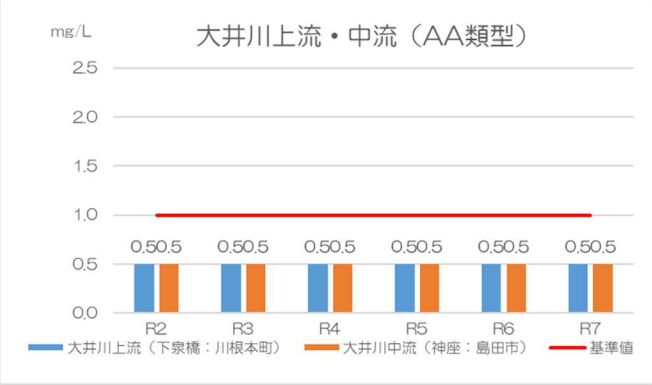
水　系　名	水系を構成する主要河川
大井川水系	大井川、伊久美川、相賀谷川、大津谷川、伊太谷川、大代川、笹間川、家山川、身成川
栃山川水系	栃山川、東光寺谷川
菊 川 水 系	菊川
湯日川水系	湯日川

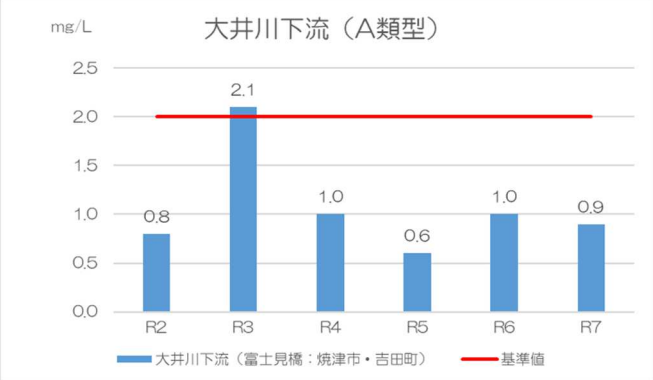
1-1　大井川の水質

大井川の水質は、代表的な指標であるBOD*（生物化学的酸素要求量）のここ数年間の平均値からみると、上流部の下泉橋（川根本町）地点と中流部の神座地点（いずれも河川類型AA）では0.5mg/L未満を、市街地を流れ大規模工場が立地している下流部の富士見橋（焼津市）地点（河川類型A）では0.6～2.1mg/Lの間を推移しています。

令和７年度の大井川上流・中流・下流でのBOD測定結果は環境基準を達成しており、問題はありません。

県及び市調査に基づく大井川のBOD平均値の年度推移（資料：静岡県発行『大気汚染及び水質汚濁等の状況』）





河川類型は、水質汚濁に係る環境基準のうち、河川の利用目的などに応じ類型ごと（６種類）に基準値が定められています。市内を流れるすべての河川が類型指定されているわけではなく、大井川など主要な河川が指定されています。そのため、類型指定がない河川については環境基準が適用されません。

なお、湯日川については、令和４年度より河川類型がBからAに格上げされています。

主な河川類型の基準値　（平成21年11月30日環境省告示第78号）

類型	pH*	BOD*（mg/L）	SS*（mg/L）	DO*（mg/L）
AA	6.5～8.5	１以下	25以下	7.5以上
A	〃	２以下	〃	５以上
B	〃	３以下	〃	〃
C	〃	５以下	50以下	２以上

1-2　市内の中小河川の水質

本市では、大井川などの大きな河川から中小河川を含め島田地区14か所、金谷地区４か所、川根地区5か所（野守の池を含む）で、このうち島田地区の２か所を除き水質測定を年４回（５月、８月、11月、2月）実施しています。

代表的な水質指標であるBOD値についてみると、市内を流れる中小河川は事業所や家庭からの排水の影響を大きく受けやすいものの、概ね良好な状況となっています。水中の浮遊物質量を示すSS値についても良好な状況ですが、調査時期に大雨が降るとその影響を受ける場合もあります。

令和７年度の市内河川の測定結果は環境基準を達成しており、問題はありません。

島田地区河川の水質調査結果（令和７年度年平均値）BODは75%値※1も掲載

	測点地点	河川名（類型）	水質検査項目				
			pH	BOD (mg/L)	BOD(mg/L) 75%値	SS(mg/L)	DO(mg/L)
①	神座スポーツ広場横	大井川（AA）	7.8	0.5 未満	0.5 未満	7.5	9.6
②	富士見橋	大井川（A）	7.7	0.9	1.3	9.7	9.9
③	千歳橋	大津谷川	7.8	1.6	0.8	5.0	9.9
④	栃山川放水門	大津谷川	8.0	0.5 未満	0.5 未満	8.5	10.9
⑤	大久保橋	湯日川（A）	7.6	0.5 未満	0.5 未満	2.5	10.0
⑥	石田橋	湯日川（A）	7.9	0.5	0.5	2.3	10.6
⑦	新村上橋	湯日川（A）	8.1	0.9	0.8	6.8	11.6
⑧	川口橋下流	伊久美川	7.7	0.5 未満	0.5	1.0 未満	9.8
⑨	相賀橋	相賀谷川	8.2	0.5 未満	0.5 未満	2.0	10.6
⑩	向谷水門	向谷用水幹線	7.9	0.5 未満	0.5 未満	5.3	11.0
⑪	横井川末端	横井川	8.3	0.9	1.0	11.5	11.0
⑫	竜江院橋	東光寺谷川	8.4	0.8	0.8	6.5	10.8
⑬	東名高速道路下	大幡川	8.2	1.0	0.9	15.0	11.2
⑭	田代環境プラザ下流部	伊太谷川	8.0	0.8	1.1	10.5	10.5
⑮	伊太橋　※2	伊太谷川	8.5	0.5	-	2.0	11.5
⑯	東大橋　※2	伊太谷川	7.8	0.5 未満	-	3.0	10.9

金谷地区河川の水質調査結果（令和７年度年平均値）BODは75%値※1も掲載

	測定地点	河川名（類型）	pH	BOD (mg/L)	BOD (mg/L) 75%値	SS(mg/L)	DO(mg/L)
A	清見橋	清水川	7.1	0.6	0.5	1.5	10.2
B	東橋	新堀川	8.6	0.7	0.7	3.3	12.7
C	浅川橋	菊川（A）	7.7	0.5 未満	0.5 未満	4.8	10.6
D	菊水橋	菊川（A）	7.7	0.5 未満	0.5 未満	1.5	10.6

川根地区河川の水質調査結果（令和７年度年平均値）BODは75%値※1も掲載

	測定地点	河川名（類型）	pH	BOD (mg/L)	BOD(mg/L) 75%値	SS(mg/L)	DO(mg/L)
Ⅰ	駿遠橋	大井川（AA）	7.7	0.5 未満	0.5 未満	1.8	10.0
Ⅱ	新協和橋	家山川	7.6	0.5 未満	0.5 未満	1.0 未満	10.3
Ⅲ	向嶋橋	身成川	7.5	0.5 未満	0.5 未満	1.0 未満	9.8
Ⅳ	桑之山橋	笹間川	7.4	0.5 未満	0.5 未満	3.3	9.6

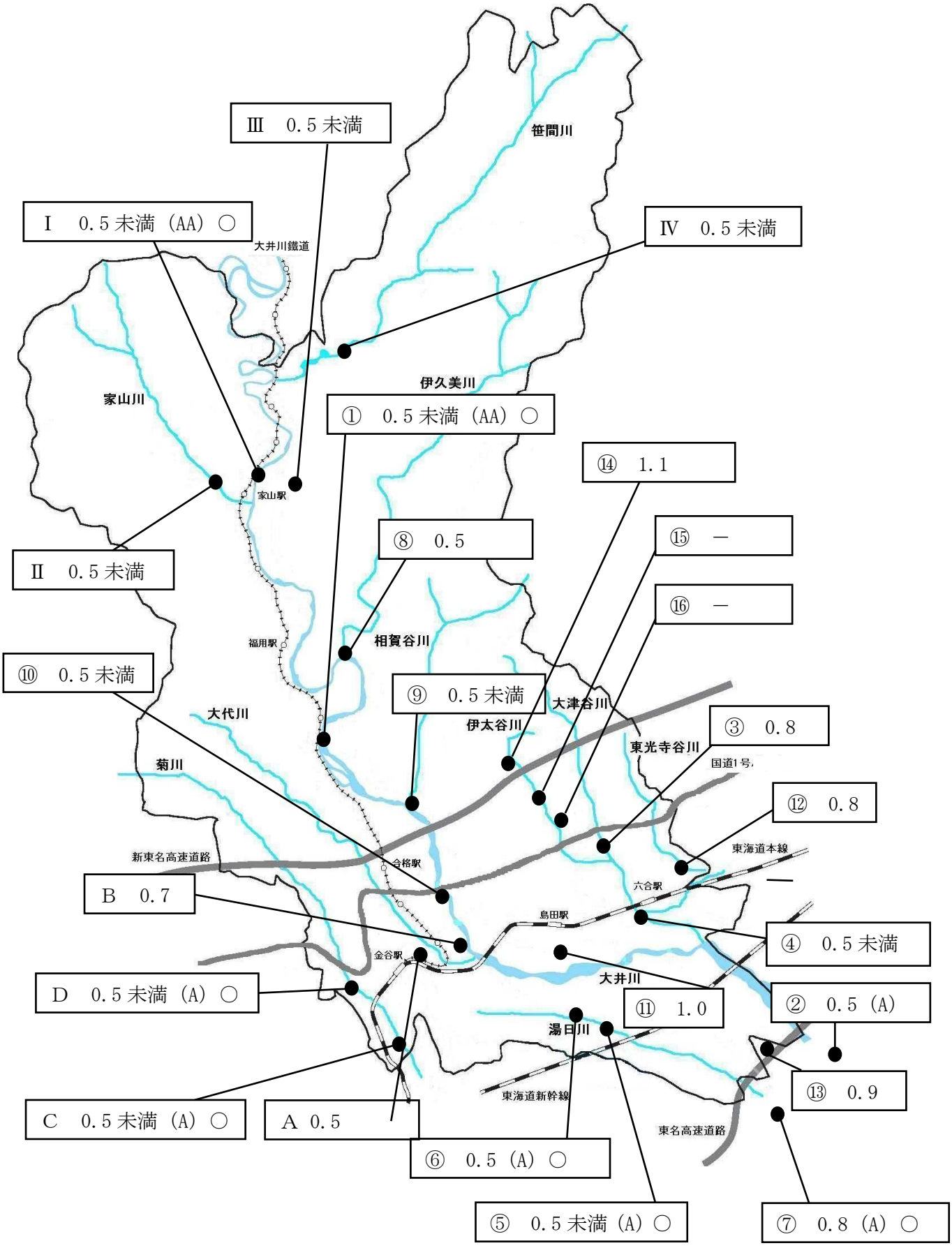
川根地区では、上記のほか野守の池の水質調査も継続的に実施しています。

※1　BODの環境基準達成状況は、75%値により評価します。75%値とは、年間ｎ個の調査データを小さいものから順に並べたとき、0.75×ｎ番目の数値のため、市の年４回測定結果の小さいものから３番目の数値が75%値となります。

※2　⑮、⑯の２か所については、年１回の調査のため調査時の測定値となります。

令和７年度河川水質（BOD(mg/L)75%値）調査

※図中の①・Ａ・Ⅰ等は前ページ各表と符合しています。また、類型指定され基準値を持つ河川については、達成しているものに○を、達成しなかったものには×を表記しています。　（　）内は類型です。



1-3　市内の止水環境の水質

池や沼のような止水環境では河川と異なり水の入れ替わりが遅いため、一般的に水質汚濁により弱いとされています。本市には基準値が定められた止水環境はありませんが、市内の代表的な止水環境である野守の池の水質調査を年４回行っています。止水環境や海域では、BODの代わりにCOD*（化学的酸素要求量）という指標を用います。BODもCODも水中に含まれる有機物の量をあらわすものですが、BODが好気性微生物を用いて分解された有機物を見るのに対して、CODは酸化剤を用います。これは、止水環境では好気性微生物や酸素含有量が河川に比べて少ないことが前提となるからです。

野守の池の水質調査結果（直近３年度年平均値）CODは75%値も掲載

測定地点	深さ	pH			COD(mg/L)			COD(mg/L) 75%値			SS(mg/L)			DO(mg/L)		
		R5	R6	R7	R5	R6	R7	R5	R6	R7	R5	R6	R7	R5	R6	R7
湖心表層	0m	7.2	7.2	7.4	3.0	2.6	3.3	3.1	2.8	4.9	6.5	9.8	4.3	9.1	8.5	9.2
湖心中層	2m	7.2	7.1	7.3	3.3	2.8	3.4	3.7	2.9	4.8	8.8	10.8	6.3	8.8	8.5	9.1
湖心低層	4m	7.1	7.0	—	3.0	2.8	—	3.3	2.9	—	9.0	11.8	—	7.8	8.0	—

※令和７年度の湖心低層（４m）は２月の渇水により測定不能であった。

1-4　水利用

本市の生活用水（上水道）は、島田地区は表流水及び地下水、金谷地区は地下水を水源としています。

令和８年３月31日現在の給水人口は91,192人で、普及率（給水人口／総人口）は97.5%です。過去３年間の上水道・簡易水道を合わせた年間配水量及び１日１人あたり配水量は、下表のとおりです。

年間配水量及び１日１人あたり配水量　（資料：島田市水道課・大井上水道企業団）

年　　度	年間配水量（m^3）	1日1人あたり配水量（L）
令和５年度	14,113,096	416.4
令和６年度	14,063,685	418.4
令和７年度	14,451,778	434.1

1-5　下水道

本市の公共下水道は昭和61年に計画され、全体計画は1,087haとなっています。平成７年４月１日に供用が開始され、過去３年間の整備状況は下表のとおりです。

公共下水道の状況　（資料：島田市下水道課）

年　　度	処理区域面積（ha）	処理区域内人口（人）(A)	水洗化人口(人)(B)	水洗化率（%）(B)/(A)	処理汚水量（年間）（㎥）	有収汚水量（年間）（㎥）
令和５年度	238.66	11,713	9,191	78.5	1,103,427	1,078,955
令和６年度	240.37	11,727	9,330	79.6	1,078,926	1,077,658
令和７年度	244.07	11,816	9,257	78.3	1,051,433	1,070,715

1-6　水質汚濁防止のための方策

市内を流れる中小河川は、工場・事業所からの排水や生活排水など、人為的な影響を強く受けています。市では県と連携し、水質汚濁防止法の規制の対象となっている工場・事業所を中心に立入調査を行うなど、排水浄化の徹底に努めています。

生活排水については、単独処理浄化槽*から合併処理浄化槽*への切り替えを推進するとともに、洗剤の適正使用や、使用済みの天ぷら油を排水口に流さないといった行動に取り組み、生活雑排水による水質汚濁を減らすよう、家庭内での浄化対策に積極的に取り組む必要があります。

直近３年度における浄化槽の普及状況　（資料：島田市下水道課）（単位:人）

年　　度	コミュニティプラント	合併処理浄化槽	単独処理浄化槽
令和５年度	1,407	57,044	21,976
令和６年度	1,382	56,023	22,063
令和７年度	1,361	57,168	20,616

※　浄化槽業者からの取扱い世帯数を基に、世帯平均人口により算出

２　大気

昭和40年代、工場の煙突から排出される汚染物質が全国的に問題となりました。四日市ぜんそく（三重県）や光化学スモッグ（東京都）など、工場からのばい煙*に起因する硫黄酸化物*や窒素酸化物*によって引き起こされる公害が各地で発生し、これに対処するため大気汚染防止法が制定されました。これにより大気汚染防止対策が本格的に始まりました。

本市でも、ばい煙を発生させる工場が多数あり、目に見える被害は起こっていなかったものの、周辺の市町に比べて大気環境の悪化が見られたため、同法に基づき公害防止対策が講じられることとなりました。工場・事業所による法の遵守の徹底に加え、環境保全協定*の締結により大気環境の改善に努めています。

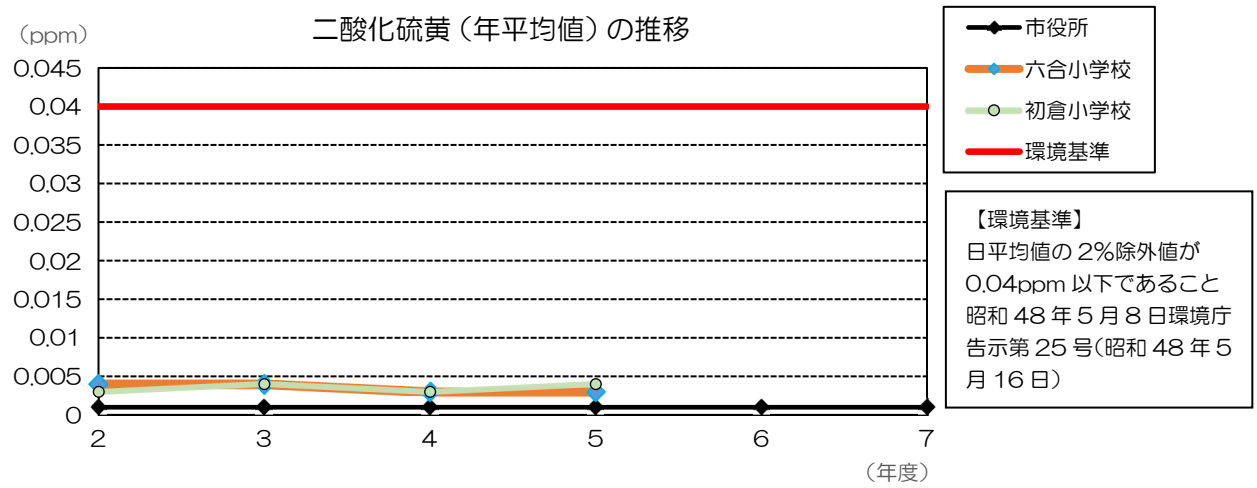
2-1　大気環境監視体制について

本市では、昭和40年６月のクラフトパルプ工場の降下芒硝*の調査をはじめとして、大気汚染監視体制が整備され、現在、島田地区においては、島田市役所で二酸化硫黄*、風向風速、二酸化窒素*、非メタン炭化水素*、浮遊粒子状物質*、光化学オキシダント*の測定を行っています。また、金谷地区においては、3か所（夢づくり会館、りなむ就労支援事業所、クリーンセンター）で硫黄酸化物*の測定を年４回、金谷支所ほか５か所で二酸化窒素の測定を年４回実施し、川根地区２か所で二酸化窒素の測定を年４回実施しています。なお、降下芒硝については、近年その影響がほとんど見受けられなくなったため、平成15年度以降測定は行っていません。また、島田市役所にある大気計測計の結果は、静岡県環境科学衛生研究所が測定をしている数値を引用しています。

2-2　二酸化硫黄*

二酸化硫黄は、ばい煙*に含まれる物質で、せき、ぜん息など呼吸器系疾患を引き起こすなど、人体に影響を及ぼす物質です。令和５年度までは島田市役所、六合小学校、初倉小学校の市内３か所で測定を実施しておりましたが、小学校に設置した装置の老朽化により、令和６年度からは島田市役所のみの測定になっています。

近年の測定結果は0.005ppm以下で推移。環境基準を達成しており、問題はありません。



2-3　硫黄酸化物*

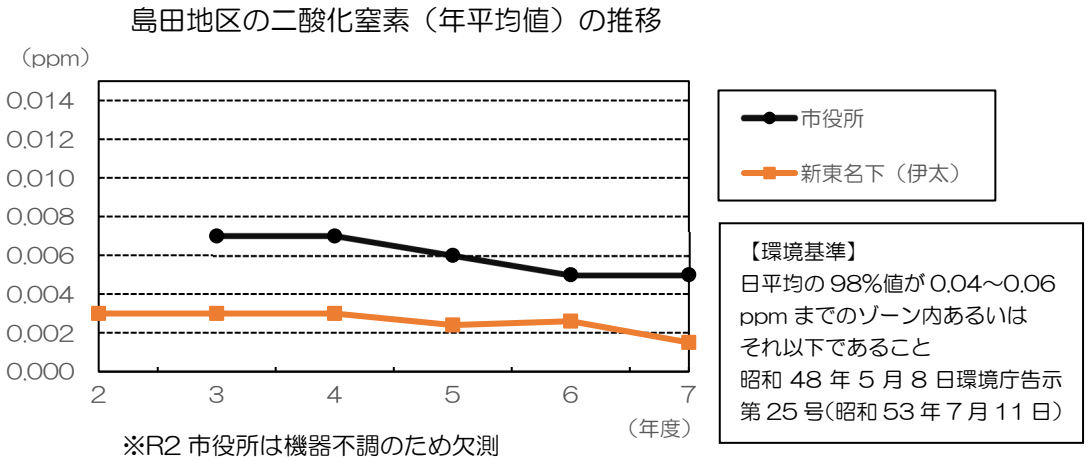
硫黄酸化物も、二酸化硫黄と同様ばい煙*に含まれていて、呼吸器疾患を引き起こす物質の１つです。

具体的な環境基準はありませんが、近年の測定結果は３か所とも0.001ppm未満です。非常に低い値が検出されており、問題はありません。

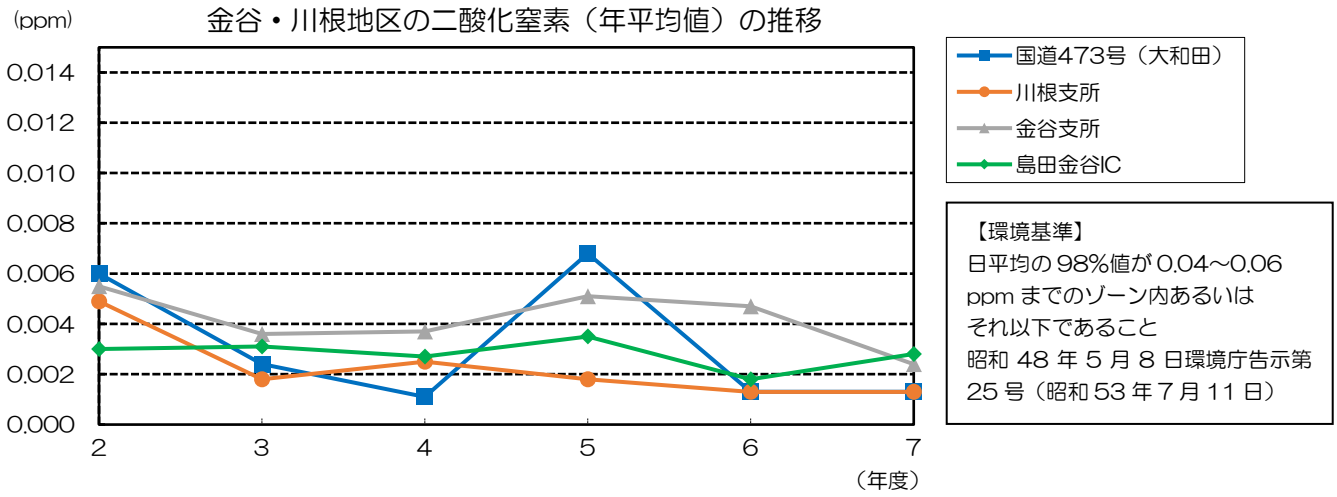
2-4　二酸化窒素*

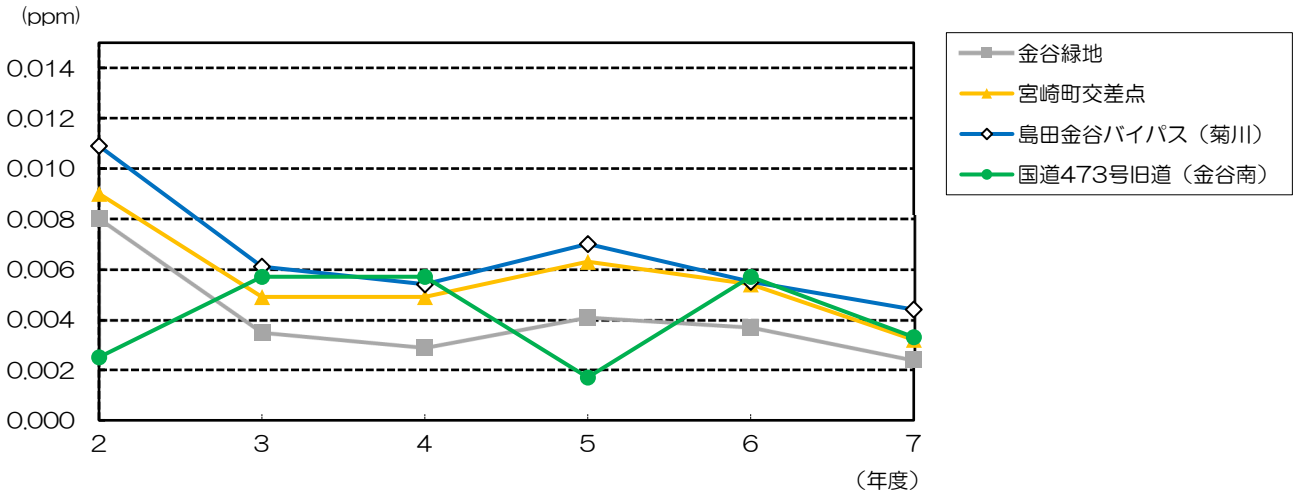
二酸化窒素は、燃料などの燃焼に伴い発生した一酸化窒素が大気中に放出された後に酸化された物質です。工場のばい煙*や自動車の排ガス中にも含まれ、急性のぜん息性症状を起こすことがあります。また、強い太陽光線のもとで炭化水素*などと反応し、光化学オキシダント*発生の主要原因となっています。

近年の測定結果は、0.012ppm以下で推移。環境基準を達成しており、問題はありません。



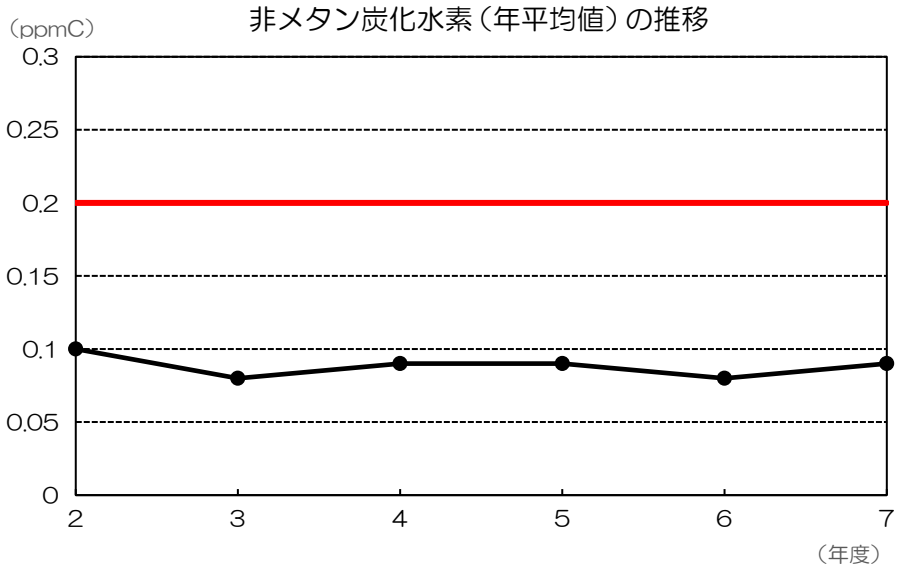
※R2 市役所は機器不調のため欠測


金谷・川根地区の二酸化窒素（年平均値）の推移
(ppm)
0.014
0.012
0.010
0.008
0.006
0.004
0.002
0.000
2
3
4
5
6
7
（年度）
国道473号（大和田）
川根支所
金谷支所
島田金谷IC
【環境基準】
日平均の98%値が0.04～0.06
ppmまでのゾーン内あるいは
それ以下であること
昭和48年5月8日環境庁告示第
25号（昭和53年7月11日）


(ppm)
0.014
0.012
0.010
0.008
0.006
0.004
0.002
0.000
2
3
4
5
6
7
（年度）
金谷緑地
宮崎町交差点
島田金谷バイパス（菊川）
国道473号旧道（金谷南）

2-5　非メタン炭化水素*

非メタン炭化水素は、メタン以外の水素・炭素化合物気体の総称で、主としてガソリン、塗料の溶剤等が気化したもので、工場や事業場、自動車などから発生します。二酸化窒素とともに光化学オキシダント*発生の主要原因物質といわれています。近年は減少傾向で、年平均値は指針値未満となっています。



※ppmCとは、炭化水素濃度をメタンに換算したものです。炭化水素系の濃度を表示する単位に使用されています。

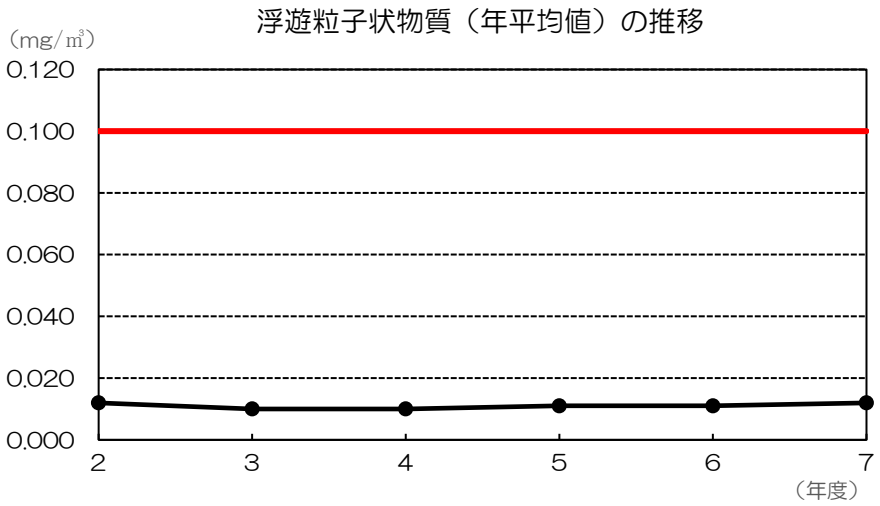
市役所
指針値

【指針値】
午前６時から午前９時までの３時間平均値が0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にあること（光化学オキシダントの環境基準値から対応する非メタン炭化水素の濃度を換算したもの）
昭和51年７月30日中央公害審議会大気環境部局非炭化水素に係る環境基準専門委員会

2-6　浮遊粒子状物質（SPM）*

浮遊粒子状物質は、大気中に存在する粒子状物質のうち、粒径10μm以下のもののことです。工場等の事業活動や自動車の走行に伴い燃料を燃焼する過程で発生するほか、黄砂や風による巻き上げ等の自然現象によるものもあります。

近年の測定結果は0.02mg/m³以下で推移。環境基準を達成しており、問題はありません。



市役所
環境基準

【環境基準】
１時間の１日平均値が 0.10mg/m³ 以下であり、かつ、１ 時間値が 0.20mg/m³ 以下であること
昭和 48 年５月８日環境庁告示第 25 号

2-7　微小粒子状物質（PM2.5）*

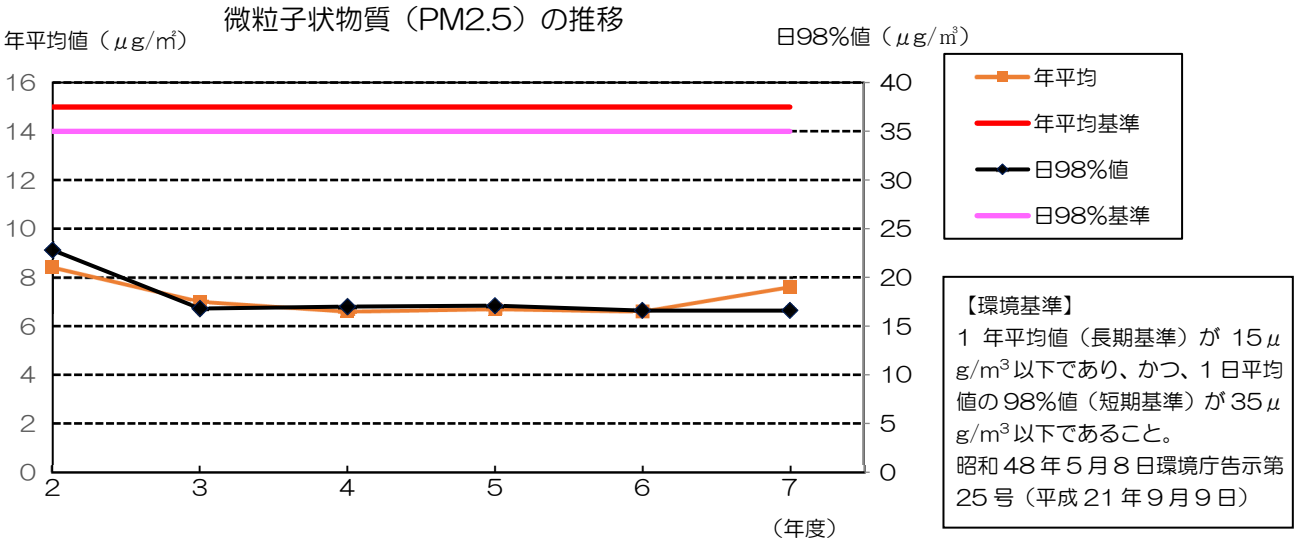
粒径が2.5μm以下のものをPM2.5と呼び、平成25年１月に中国大陸の大気汚染の影響により西日本で一時的に濃度が上昇したことから、新たな大気汚染問題として注目されるようになりました。髪の毛（約70μm）やスギの花粉（約30μm）、黄砂（約4～7μm）と比べ粒子の大きさが非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、喘息や気管支炎などの呼吸器系や循環器系疾患への影響が心配されています。

静岡県は、県及び政令指定都市が設置する大気環境測定局 計40地点において常時監視を行なっており、一定の基準（1日の平均濃度が大気1立方メートル当たり70マイクログラムを超えると予測される）に達した場合、県内全域を対象に注意喚起情報を発表します。注意喚起情報が発表された場合は、不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動をできるだけ控えるとともに、特に呼吸器系・循環器系疾患のある人や小児、高齢者などはより慎重に行動することが望まれます。

これまで取り組んできた大気汚染防止法に基づく工場・事業場等のばい煙発生施設の規制や自動車排出ガス規制などにより、SPMとPM2.5の年間の平均的な濃度は減少傾向にあります。

令和７年度微小粒子状物質（ＰM2.5）の測定結果

測定局	有効測定日数	年平均値	日平均値の98%値	日平均値が35μg/ m³を越えた日数と割合		環境基準
	日	μg/ m³	μg/ m³	日	%	
島田市役所	362	7.6	20.0	0	0	○



2-8　光化学オキシダント*

光化学オキシダントは光化学スモッグとも呼ばれ、窒素酸化物*や炭化水素*が太陽からの強い紫外線により光化学反応を起こし、二次的に生成されるオゾンなどの酸化性の強い物質の総称です。目やのどに刺激を与え、頭痛、はきけ、呼吸異常などの症状が起こることが知られています。人間に与える影響が大きく、季節による変動が激しいため、気温が上がり太陽からの紫外線が強くなる５月から９月までを、「光化学オキシダント監視強化期間」と位置付けています。

(1) 対策の概要

大気中の光化学オキシダント濃度は、県内各地の測定局で常時監視され、発令基準に定められた濃度に達した場合、地区別に「光化学オキシダント注意報」等が発令されます。その場合、該当地区（本市は志太・川根地区に該当）の市町は、関係機関と協力して注意報等の発令を市民に周知し、自主的に協力を表明している工場は、前もって定めた計画書に従って使用燃料を削減し、ばい煙*の排出を抑制することとなっています。本市では、新東海製紙株式会社島田工場が協力工場となっています。

光化学オキシダント注意報等発令基準

発令基準	発令条件
注意報	1時間値の濃度が0.12ppm以上で、かつ大気の汚染状態が継続すると認められるとき
警報	1時間値の濃度が0.24ppm以上で、かつ大気の汚染状態が継続すると認められるとき
重大緊急警報	1時間値の濃度が0.40ppm以上で、かつ大気の汚染状態が継続すると認められるとき

(2) 光化学オキシダント注意報等発令時の注意点

光化学オキシダント注意報等が発令された場合、光化学オキシダントによる被害の防止を図るため、次の各項目を守るよう呼びかけることにしています。光化学オキシダントによる健康被害は、高齢者や児童など抵抗力の弱い者に見られることが多いため、周囲の人の様子に気を配る必要があります。

- 外出は控え、発令時に学校等で児童が屋外にいる場合、直ちに屋内に避難させる。
- のどや目の痛みを感じたときは、うがいや洗顔を行い、それでも状況がよくなる様子が見られない場合は、速やかに医師の診察を受ける。
- 光化学オキシダントの被害であることが明らかな場合、市に被害状況（住所、人数、連絡先等）を報告する。

(3) 光化学オキシダント注意報発令状況及び濃度測定結果

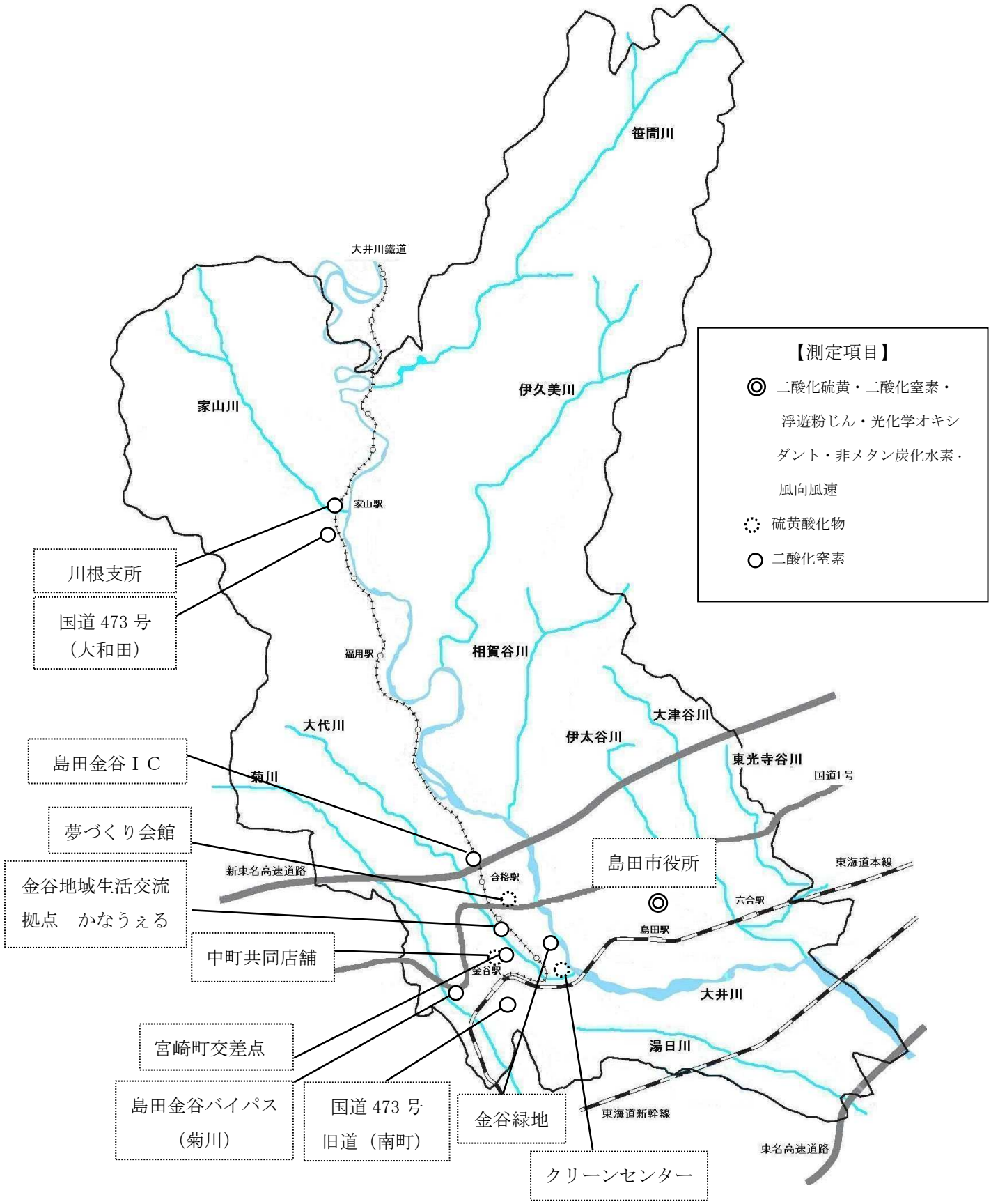
令和７年度は、環境基準（１時間値が0.06ppm以下）の達成はできなかったものの、光化学オキシダント注意報等発令基準（１時間値が0.12ppm以上）よりも低く、志太・川根地区（焼津市、藤枝市、島田市、川根本町）では光化学オキシダント注意報等は１度も発令されませんでした。

なお、令和６年度における全国の測定局の環境基準達成率は、一般的な生活空間における大気汚染物質の測定する一般局で0.1%、道路付近に設置され自動車走行による排出物質に起因する大気汚染物資を測定する自排局で0%となっており、全国的にも環境基準の達成は難しい状況です。

島田市測定局（市役所）の光化学オキシダント濃度（昼間）測定結果

年度	0.06ppmを超えた時間数（時間）	0.06ppmを超えた日数（日）	時間最高値（ppm）	年平均値（ppm）	環境基準（1時間値）	環境基準達成状況
R5	265	60	0.099	0.030	0.06ppm以下	否
R6	273	60	0.096	0.032	0.06ppm以下	否
R7	341	66	0.096	0.032	0.06ppm以下	否

大気環境測定地点


笹間川
大井川鐵道
家山川
伊久美川
家山駅
福用駅
相賀谷川
大代川
伊太谷川
大津谷川
東光寺谷川
国道1号
菊川
新東名高速道路
合格駅
島田市役所
東海道本線
六合駅
島田駅
金谷駅
大井川
湯日川
東海道新幹線
東名高速道路
【測定項目】
二酸化硫黄・二酸化窒素・浮遊粉じん・光化学オキシダント・非メタン炭化水素・風向風速
硫黄酸化物
二酸化窒素
川根支所
国道 473 号（大和田）
島田金谷ＩＣ
夢づくり会館
金谷地域生活交流拠点　かなうぇる
中町共同店舗
宮崎町交差点
島田金谷バイパス（菊川）
国道 473 号旧道（南町）
金谷緑地
クリーンセンター

2-9　有害大気汚染物質

静岡県では、有害大気汚染物質の汚染の実態を把握するため、県内複数箇所でこれらの環境モニタリングを行っており、島田市役所においても計21物質について実施しています。

令和７年度の測定結果は下表のとおりで、環境基準が設定されている４物質（平成9年2月4日環境省告示第4号（平成13年4月20日環境省告示第30号））は、すべて環境基準を下回り、全国平均と比較するとすべての物質でその値を下回っています。

有害大気汚染物質環境モニタリング結果（令和７年度）

（単位：μg/m³（金属類は単位：ng/m³））

物　質　名		島田市	環境基準* 環境指針	参考資料（前年度数値）		
				島田市	全国平均値※	（最小値～最大値）
ベンゼン		0.53	3	0.42	0.59	(0.17～1.8)
トリクロロエチレン		0.15	130	0.089	0.25	(0.0027～5.8)
テトラクロロエチレン		0.009	200	0.008	0.065	(0.0043～0.52)
ジクロロメタン		0.94	150	0.78	1.2	(0.35～3.9)
アクリロニトリル		0.022	2	0.008	0.035	(0.0004～0.39)
塩化ビニルモノマー		0.006	10	0.006	0.071	(0.0019～2.0)
クロロホルム		0.096	18	0.076	0.18	(0.018～2.9)
1,2-ジクロロエタン		0.12	1.6	0.059	0.13	(0.043～0.67)
1,3-ブタジエン		0.017	2.5	0.010	0.052	(0.0027～1.2)
トルエン		2.5	-	1.9	3.8	(0.39～40)
塩化メチル		1.2	94	1.1	1.4	(0.35～4.3)
アセトアルデヒド		1.7	120	1.8	1.9	(0.41～5.5)
クロム及びその化合物		1.1	-	1.1	3.8	(0.09～110)
酸化エチレン		0.042	0.092	0.042	0.055	(0.018～0.2)
ベリリウム及びその化合物		0.0061	-	0.0063	0.014	(0.0019～0.064)
ベンゾ〔a〕ピレン		0.046	-	0.050	0.18	(0.0073～13)
ホルムアルデヒド		2.1	-	2.2	2.6	(0.63～7.7)
金属類	水銀及びその化合物	1.4	40	1.4	1.6	(1.0～5.7)
	ニッケル化合物	1.2	25	1.1	1.8	(0.068～11)
	ヒ素及びその化合物	0.79	6	0.51	0.92	(0.044～4.3)
	マンガン及びその化合物	6.9	140	7.0	12	(0.011～61)

※参考資料：環境省ホームページ「令和６年度大気汚染状況について（有害大気汚染物質モニタリング調査結果報告）」

https://www.env.go.jp/air/osen/monitoring/mon_r02/index_00003.html

2-10　大気汚染防止に係る届出状況

ばい煙*、粉じん等の発生によって大気汚染に大きな影響を与えるおそれがある施設を有する事業場等は、大気汚染防止法、静岡県生活環境の保全等に関する条例によって、その施設について届出と管理が義務付けられています。

特に、粉じんの中でもアスベスト（石綿）*を含むものは「特定粉じん」と呼ばれ、他の粉じん（一般粉じん）とは区別されています。アスベストが発生する施設を設置・使用するときには、「特定粉じん発生施設」に係る届出が必要となります。また、建築物の類型や規模によらず特定建築材料が使用されている建築物を解体し、改造し、または補修する作業は、すべて「特定粉じん排出等作業実施届出書」を提出しなければなりません。なお、特定粉じん排出等作業実施届出書の提出受付窓口は、各市町の環境保全担当課となります。本市における、令和７年度の特定粉じん排出等作業実施届出書の件数は４件でした。

ダイオキシン類は、ごみの焼却や化学物質の合成過程などで生成される化学物質であり、自然分解されにくく、大気環境・水環境・土壌環境などに蓄積していくことと、人の体内に多量に蓄積した場合、甲状腺機能の低下などその毒性が問題となっています。特に、脂肪に蓄積されやすく、人の場合は体内から分解、排出されて半減するまでに７年程度かかると言われています。

３　ダイオキシン類*

3-1　発生源対策

ダイオキシン類は通常、主に塩化物を含む物質を低温度で燃焼した場合に発生しやすいため、燃焼管理のできない一般家庭や事業所等の焼却炉は、ダイオキシン類を大量に発生させるおそれがあります。そのため、「ダイオキシン類対策特別措置法や廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、焼却炉の規模を定めて、ダイオキシン類を発生しやすい焼却炉を廃止させたり、十分な機能をもつ焼却炉でも届出によって管理を徹底させたりしています。

3-2　環境中の濃度

ダイオキシン類は、大気中や河川、地下水、土壌中などに入り込み蓄積されていきます。そのため、県や市によって大気以外の環境中に含まれるダイオキシン類の調査が行われています。本市では、地下水に含まれるダイオキシン類の調査は毎年市が、土壌に含まれるダイオキシン類の調査は県が実施しています。

近年の調査結果はいずれも環境基準を達成しており、問題はありません。

地下水中のダイオキシン類濃度調査結果　（単位：pg-TEQ/L）

調査年度	調査地点	調査結果	令和６年度全国調査の結果範囲	環境基準
H19	金谷小学校	0.021	平均値0.049 濃度範囲 0.0073 ～ 0.93 資料：「令和６年度ダイオキシン類に係る環境調査結果」令和８年３月　環境省	1以下 平成11年12月27日環境庁告示第68号（平成21年3月31日環境省告示第11号）
H20	北中学校	0.033		
	向島町（旧東海パルプ株式会社）	0.016		
H21	島田商業高校	0.023		
H22	島田工業高校	0.019		
H23	島田第四小学校	0.024		
H24	島田第三小学校	0.024		
H25	六合小学校	0.024		
H26	金谷小学校	0.024		
H27	初倉中学校	0.021		
H28	島田第一中学校	0.020		
H29	北中学校	0.024		
H30	島田商業高校	0.028		
R1	島田工業高校	0.021		
R2	第三小学校	0.022		
R3	六合小学校	0.027		
R4	金谷小学校	0.022		
R5	島田第四小学校	0.021		
R6	島田五和小学校	0.023		
R7	島田第三小学校	0.021		

土壌中のダイオキシン類濃度調査結果　（単位：pg-TEQ/ｇ）

調査年度	調査地点	調査結果	令和６年度全国調査の結果範囲	環境基準
H14	第三小学校	0.69	平均値1.5 濃度範囲 0 ～ 130 資料：「令和６年度ダイオキシン類に係る環境調査結果」令和８年３月　環境省	1,000以下 平成11年12月27日環境庁告示第68号（平成21年3月31日環境省告示第11号）
	旧金谷中学校グランド	0.12		
H15	第一小学校	0.12		
H16	神座小学校	0.15		
H18	金谷小学校	0.065		
H19	五和小学校	0.14		
H20	川根中学校	0.42		
H21	湯日小学校	0.57		
H22	相賀小学校	0.81		
H23	伊太小学校	0.15		
H26	大津小学校	0.020		
H30	初倉中学校	0.26		
R5	伊久美小学校	0.55		

3-3　ダイオキシン類発生防止に係る届出状況

ダイオキシン類を発生させるおそれがある施設を有する事業場等は、ダイオキシン類対策特別措置法により、施設の設置についての届出と、年１回以上の測定結果報告が義務付けられています。

本市において届出のある事業所数は下表のとおりです。

ダイオキシン類特定施設設置届出状況（令和８年３月末現在）

特定施設の種類		届出事業所数
大気	廃棄物焼却炉	9
水質	湿式集じん施設	1

４　騒音と振動

日常発生する音の中で「好ましくない音」「ない方がよい音」を総称して騒音といいます。また、発生源からの衝撃が空気を伝播するものを騒音と呼ぶのに対し、地盤を伝播するものを振動と呼びます。

大気や水質などの汚染と異なり、騒音・振動・悪臭の各公害は感覚公害と呼ばれ、実際の被害が目に見えにくく、また被害者である受け手それぞれで感じ方も異なります。

騒音・振動レベルの基準はデシベル(dB)*を単位としており、実際の音や揺れと騒音・振動レベルとの関係は、下表のとおりです。

騒音・振動レベルと実際の音や揺れとの関係

レベル	騒　　音	振　　動
120dB	飛行機やエンジンの近く	－
110dB	自動車の警笛（距離2m）	震度階級における激震。家屋倒壊が30%以上に及び、山崩れ、地割れ、断層などを生じる。
100dB	電車が通るときのガード下	震度階級における強震・烈震に相当。歩行が困難で、軟弱な地盤は割れたり崩れたりする。
90dB	カラオケ（営業所内） 騒々しい工場の中	中震に相当し、電柱・立木などが揺れるのがわかる。
80dB	地下鉄・バスの車内	人体に有意な生理的影響が生じ始める。
70dB	電話のベル（距離１m） 騒々しい事務所の中	工場の職員に異常が生じ始める境界
60dB	静かな乗用車 普通の会話（距離１m）	浅い眠りの場合、目がさめる。
50dB	静かな事務所、図書館	人体が振動を感じ始める。
40dB	静かな公園	常時微動
30dB	静かな住宅地の夜　スタジオ	通常、異常はみられない。
20dB	木の葉の触れ合う音、ささやき声 置時計の秒針の音（前方１m）	通常、異常はみられない。

基準以下の音や揺れであっても、その音質や発生源者との人間関係などから敏感になる人もいます。そのため、例えば音楽は聴いている人にとっては好ましい音であっても、聴きたくない人にとっては騒音となる場合があります。

騒音公害には次のような種類があります。第１は自動車等の交通によって発生する交通騒音、第2は航空機の飛行等によって発生する航空機騒音、第３は工場等の操業によって発生する工場騒音、第４は建設工事などで発生する建設騒音、そして最後に、市民が日常の生活を営む中で発生してしまう生活騒音です。振動公害については発生源が騒音と同じである場合が多いものの、問題となるほどの高レベルの振動はまれです。

4-1　騒音・振動の評価

騒音は、音による空気の振動レベルの大きさを測ることで評価します。振動は、地盤から伝播する振動レベルの大きさです。騒音の評価には等価騒音レベル(Leq)*が用いられます。航空機騒音については、Lden（時間帯補正等価騒音レベル）*という単位が使用されています。本市における騒音・振動の基準は、騒音の種類により25、26ページの表のとおりとなっています。これらの基準は、「都市計画法」に基づく都市計画において指定された地域により決定されています。

交通騒音・生活騒音の環境基準　　平成10年9月30日環境庁告示第64号（平成17年5月26日環境省告示第45号）
平成9年3月28日静岡県告示第344号の5（平成23年4月1日静岡県告示第359号）

（単位：dB）

地域の類型		A		B		C	
		専ら住居の用に供される地域		主として住居の用に供される地域		相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	
都市計画区域内の用途地域の定めのある地域		第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域		第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域		近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域	
その他の地域				都市計画区域内の用途地域の定めのない地域（初倉地区の一部を除く） 都市計画区域外の地域（川根地区の一部）		都市計画区域内の用途地域の定めのない地域（初倉地区の一部）	
時間区分		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
交通騒音	高速道路・一般国道・県道及び市道（4車線以上の区間に限る）	70	65	70	65	70	65
	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60	55	65	60	65	60
	車線を有する道路に面する地域	55	45	55	45	65	60
生活騒音（道路に面しない地域）		55	45	55	45	60	50

（交通騒音）昼間：午前6時～午後10時まで　夜間：午後10時～翌日午前6時まで

航空機騒音の環境基準　　昭和48年12月27日環境庁告示第154号（平成12年12月14日環境庁告示第78号）

地域の類型	Ⅰ	Ⅱ
該当地域	初倉地区全域及び金谷地区の一部のうち、 第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	初倉地区全域及び金谷地区の一部のうち、 左記以外の地域（工業専用地域、飛行場内及び空港敷地内を除く）
基準値	Lden　57dB以下	Lden 62dB以下

交通振動の基準限度表　平成9年3月28日静岡県告示第344号9（平成30年3月30日静岡県告示第213号）（単位：dB）

区域区分	第1種区域の1		第1種区域の2		第2種区域の1		第2種区域の2	
都市計画区域内の用途地域の定めのある地域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域		第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域		近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域（金谷地区の一部）		工業地域（金谷地区の一部を除く） 工業専用地域	
その他の地域			都市計画区域内の用途地域の定めのない地域（初倉地区の一部を除く） 都市計画区域外の地域（川根地区の一部）		都市計画区域内の用途地域の定めのない地域（初倉地区の一部）			
交通振動	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
	65	60	65	60	70	65	70	65

（交通振動）昼間：午前8時～午後8時まで　夜間：午後8時～翌日午前8時まで

工場騒音・工場振動の基準　平成9年3月28日静岡県告示第344号5（平成23年4月1日静岡県告示第359号）
平成9年3月28日静岡県告示第344号8（平成23年4月1日静岡県告示第361号）　（単位：dB）

区域		第1種区域				第2種区域				第3種区域				第4種区域			
	騒音	第1種区域				第2種区域				第3種区域				第4種区域			
	振動	第1種区域の1				第1種区域の2				第2種区域の1				第2種区域の2			
都市計画区域内の用途地域の定めのある地域		第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域（金谷地区） 第2種中高層住居専用地域（金谷地区）				第1種中高層住居専用地域（金谷地区を除く） 第2種中高層住居専用地域（金谷地区を除く） 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域				近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域（金谷地区の一部）				工業地域（金谷地区の一部を除く） 工業専用地域			
その他の地域						都市計画区域内の用途地域の定めのない地域（初倉地区の一部を除く） 都市計画区域外の地域（川根地区の一部）				都市計画区域内の用途地域の定めのない地域（初倉地区の一部）							
工場騒音		朝	昼	夕	夜	朝	昼	夕	夜	朝	昼	夕	夜	朝	昼	夕	夜
		45	50	45	40	50	55	50	45	60	65	60	55	65	70	65	60
工場振動		昼間		夜間		昼間		夜間		昼間		夜間		昼間		夜間	
		60		55		65		55		70		60		70		65	

（騒音）朝：午前６時～午前８時まで　昼：午前８時～午後６時まで　夕：午後６時～午後10時まで
夜：午後10時～翌日午前６時まで
※騒音において、第１種区域と第３種区域又は第2種区域と第４種区域がその境界線が接している場合における当該第３種区域及び第４種区域の当該境界線から30mの区域内における規制基準は、上記の値から５dBを減じた値が基準値となる。
（振動）昼間：午前８時～午後８時まで　夜間：午後８時～翌日午前８時まで
※騒音及び振動において、学校、保育所、病院、図書館、特養老人ホームの敷地の周囲およそ50m以内の場合、上記の値からそれぞれ５dBを減じた値が基準値となる。

特定建設作業*によって生じる騒音及び振動の基準

平成9年3月28日静岡県告示第344号6（平成23年4月1日静岡県告示第360号）、平成9年3月28日静岡県告示第344号9（平成13年3月23日静岡県告示第362号）

基準値（敷地境界線における基準）	1号区域 2号区域	騒音：85dB　　振動：75dB
作業時間※	1号区域	午後７時から翌日の午前７時までは禁止
	2号区域	午後10時から翌日の午前６時までは禁止
１日の作業時間※	1号区域	10時間を超えないこと
	2号区域	14時間を超えないこと
作業期間※	1号区域 2号区域	連続６日を超えないこと
日曜日その他の休日※	1号区域 2号区域	禁　　止

１号区域・・・特定工場等の規制基準の第１種区域、第2種区域及び第３種区域並びに第４種区域のうち、学校、病院等の施設の周囲おおむね80m以内の区域
２号区域・・・第４種区域のうち、１号区域以外の区域
※災害等により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合などは除く。

4-2　交通騒音・交通振動

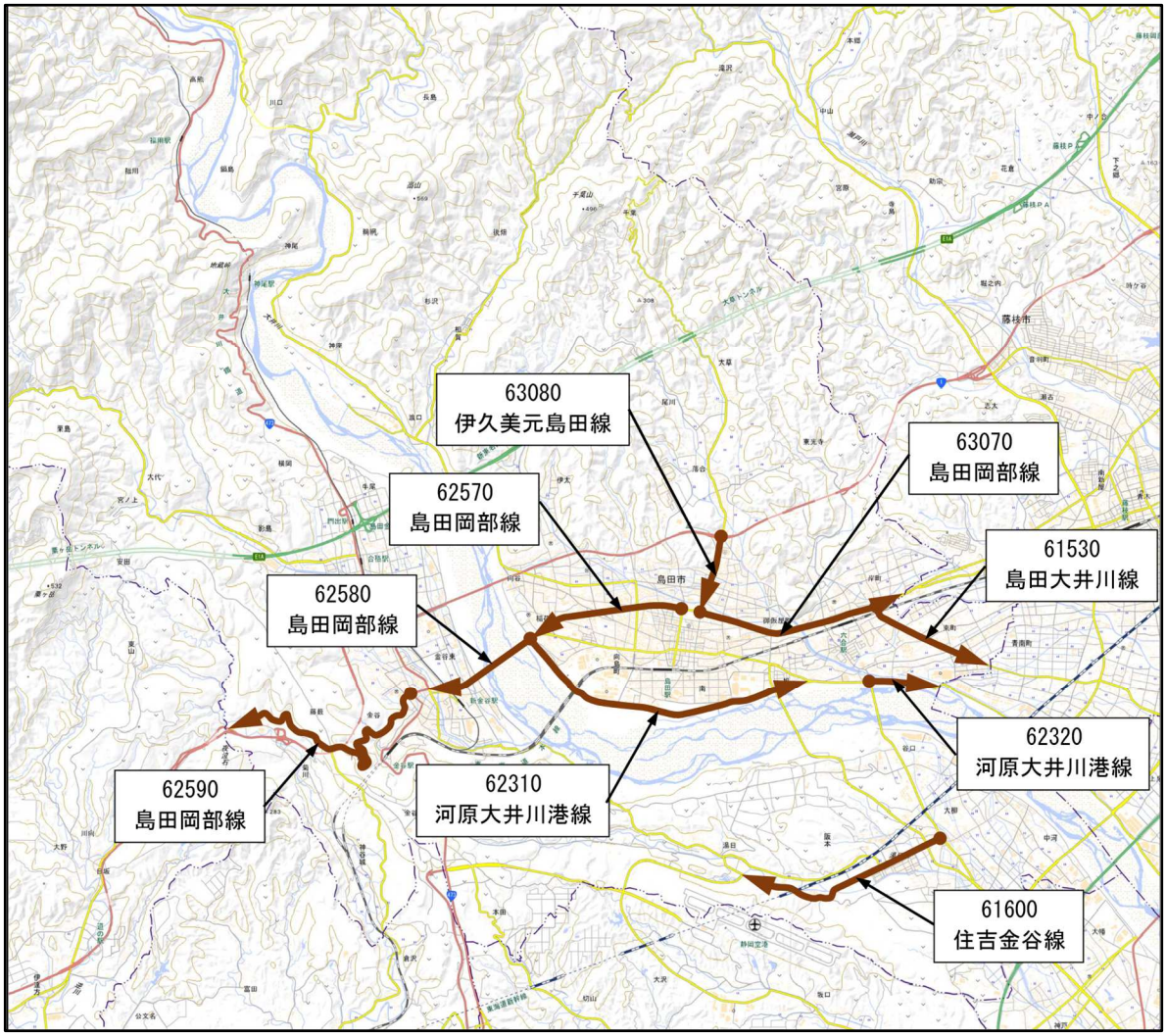
交通騒音・交通振動は、自動車が通行・アイドリングをする際のエンジン音、タイヤの摩擦音、クラクション音、通行に伴う揺れなど、交通に係る全ての騒音及び振動のことです。また、大型車の過剰な通行や、地盤が弱いなどの理由から陥没する場合もあります。

ただし、選挙活動や自動車による商業宣伝などは交通騒音には含まれません。

【自動車騒音調査について】

市民の要望を受け開始した、市独自の主要道騒音測定については、事業の重複及びに住民からの要望・苦情等がないため、令和５年度をもって廃止となりました。住民より苦情、要望が発生した場合、次項の自動車騒音常時監視、もしくは自動車騒音調査にて対応予定です。

自動車騒音常時監視に係る面的評価調査地点　及び航空機騒音調査地点



【自動車騒音常時監視結果について】

騒音規制法に基づき、平成24年度から市が実施している調査で、市内主要道路の道路端から50m以内に位置する建物への騒音レベルを評価し（面的評価）、環境基準の達成状況を環境省に報告しています。

令和７年度は、市内５路線９評価区間で実測調査を行い、面的評価をした結果、全ての調査単位区間で環境基準達成率が100%であり、非常に良好な状況を示しました。

自動車騒音の常時監視に係る面的評価結果

調査単位区間番号	道　路　名	環境基準達成率（%）		達成戸数（戸）		評価対象全戸数（戸）
		昼間	夜間	昼間	夜間	
61530	県道227号　島田大井川線	100	100	308	308	308
61600	県道230号　住吉金谷線	100	100	264	264	264
62310	県道342号　河原大井川港線	100	100	223	223	223
62320	県道342号　河原大井川港線	100	100	1	1	1
62570	県道381号　島田岡部線	100	100	442	442	442
62580	県道381号　島田岡部線	100	100	123	123	123
62590	県道381号　島田岡部線	100	100	106	106	106
63070	県道381号　島田岡部線	100	100	501	501	501
63080	県道217号　伊久美元島田線	100	100	256	256	256
			合計	2,224	2,224	2,224

4-3　航空機騒音

航空機騒音には、航空機の離陸及び着陸に伴って発生する飛行騒音と、飛行場内における航空機の運用や機体の整備に伴って発生する地上騒音とがあり、騒音レベルが高い上に影響の及ぶ範囲が広いという特徴があります。平成21年6月に富士山静岡空港が開港したことにより、本市でも新たに生じることとなった騒音です。航空機騒音については環境基本法に基づき、国及び静岡県により、下表のとおり環境基準値及び地域類型が定められています。市内の測定点ではいずれも環境基準*を達成しています。

航空機騒音の調査結果（令和７年度）

測定番号	調査地点	地域類型	環境基準値(Lden)	年平均(Lden)	評価（年平均）
①	原の平公民館付近（島田市湯日）	Ⅱ型	62dB	39.1dB	○
②	吹木茶農協緑茶加工工場付近（島田市湯日）			44.0dB	○
③	切山新田集会所付近(島田市切山)			42.5dB	○
④	向山付近（島田市船木）			47.3dB	○

※測定期間（夏季：令和７年７月１日～７月14日、冬季：令和７年11月２日～12月15日）

（資料：静岡県空港管理課）

4-4　工場騒音・振動

工場の操業による騒音と振動は、発生源も被害者も移動せず、加害者の特定が比較的容易ですが、加害者側の事情により改善への取組がなされない場合も多くあります。一定規模以上の設備を備えた工場は騒音規制法及び振動規制法により規制されますが、中小規模の工場については経済的な問題や立地条件などが厳しく改善が進んでいません。

騒音規制法及び振動規制法では、著しい騒音・振動を発生する可能性のある施設を「特定施設」と定め、騒音については「静岡県生活環境の保全等に関する条例」によって、クーリングタワー、集じん施設*、冷凍機などの施設を上乗せし範囲を広めています。これらの特定施設を有する工場、事業所は市への届出と規制基準（26ページ参照）の遵守義務が課せられており、規制基準に適合せず、周囲の環境が損なわれると市が認める場合は改善勧告などを行うことができます。

4-5　建設騒音・振動

土木工事にかかわる騒音・振動においては、工事が終了するまでの一過性のものではありますが、重機や作業機械を用いた建設作業は周囲の生活環境に与える影響が極めて大きくなります。また、日本では頻繁に土木工事が行われ、その期間も長期化しやすく、加えて周囲の住民への説明が不十分な場合があります。騒音規制法・振動規制法では、特定の重機や作業機械を用いる建設・解体作業等を市内で行う場合、その作業を特定建設作業*（下表参照）として、当該工事の概要と使用する重機などを市に提出することが定められています。

令和７年度騒音に係る特定建設作業の届出状況　（件）

作業の種類	騒音規制法該当区域	静岡県生活環境の保全等に関する条例該当区域
くい打機等を使用する作業 （アースオーガー※と併用する作業・圧入式を除く）	1	0
びょう打ち機を使用する作業	0	0
さく岩機を使用する作業 （1日における2地点間の最大距離が50mを越えない作業に限る）	0	0
空気圧縮機を使用する作業 （さく岩機の動力として使用する場合を除く）	5	2
コンクリートプラント等を設けて行う作業 （アスファルトプラントを含む・モルタル製造のための作業を除く）	0	0
バックホウを使用する作業 （定格出力８０kW以上）	12	3
トラクターショベルを使用する作業 （定格出力７０kW以上）	0	0
ブルドーザーを使用する作業 （定格出力４０kW以上）	1	2
延べ作業数合計	19	7

※建設機械の一つで、掘削ドリルや穴掘り機など。オーガー（auger）とは錐のこと。

令和７年度振動に係る特定建設作業の届出状況　（件）

作業の種類	振動規制法該当区域	静岡県生活環境の保全等に関する条例該当区域
くい打ち機等を使用する作業 （油圧式・圧入式を除く）	1	1
鋼球を使用して破壊する作業	0	0
舗装版破砕機を使用する作業	0	0
ブレーカーを使用する作業 （手持ち式のものを除く）	6	1
述べ作業数合計	7	2

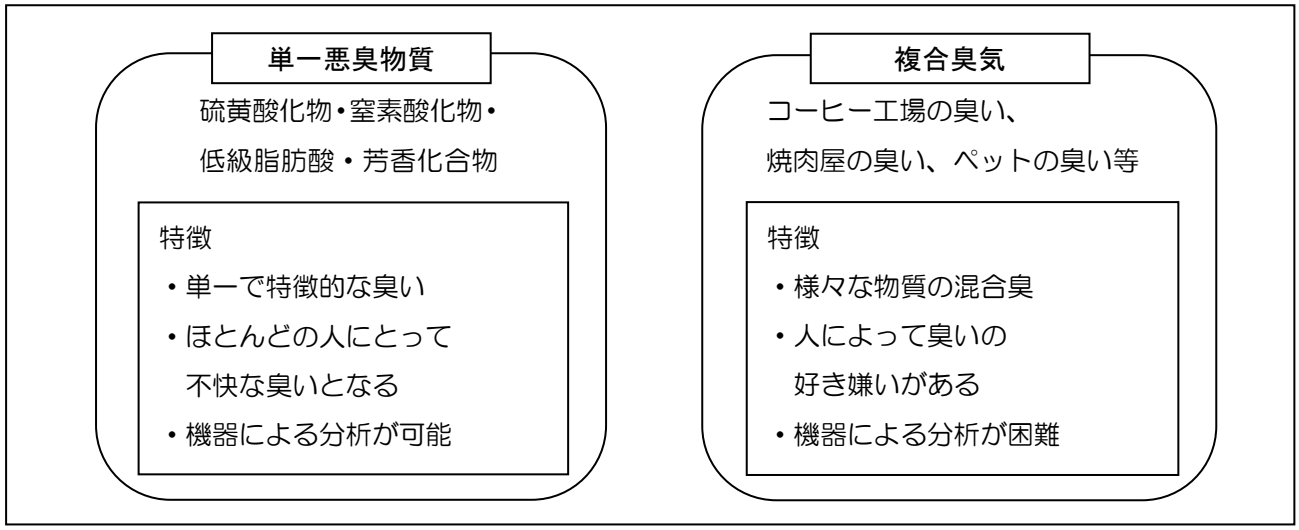
4-6　生活騒音・振動

生活騒音は、事業者でない市民が日常生活の中で発する音が、他の住民にとって騒音となってしまうもので、近所のピアノやステレオの音、住宅密集地でのエアコン室外機の旋風音などがあります。近所同士の今後の関係などの要素がからみ合うことや、基本的に犯罪性が乏しく当事者以外が被る影響が小さいものが多いことから、法律や条例による規制はありません。そのため日頃から隣人間で交流を図り、良好な近隣関係を築きあげておくことが必要です。

5　悪臭

悪臭とは、「人に不快感、嫌悪感を与えるものであって嗅覚に直接訴え、生活環境を損なうおそれのある臭い」とされ、昭和47年に制定された悪臭防止法によって、被害を防ぐよう取組がされています。悪臭公害の特徴として、騒音や振動と同じく感覚公害の１つとされていること、悪臭を構成する要素は空気中の化学物質であり、大別すると単一悪臭物質と複合臭気の２種類があります。

悪臭の種類



5-1　単一悪臭物質

主に化学薬品を使用する工場や、し尿処理場などでの過剰な悪臭の発生を抑制するために、悪臭防止法では22種類の物質を特定悪臭物質に指定しています。各地の工場等の立地条件を踏まえながら規制区分を指定して、その区分に従って敷地境界線上の濃度規制がなされています。

また、「静岡県生活環境の保全等に関する条例」では、特に悪臭を発生するおそれのある10種類の施設について悪臭に係る特定施設と定め、届出と管理を義務付けています。

5-2　複合臭気

複合臭気は、その特性上測定が困難であることから研究が遅れ、基礎データの収集や防止対策の方法について、長い間法的措置がとられませんでしたが、平成８年から当時の環境庁によって官能試験法（三点比較式臭袋法）が採用され、人間の嗅覚を用いた分析も行われるようになりました。

本市では、平成21年度から市全域に臭気指数*規制を適用し、規制基準は臭気指数15と定めています。（平成21年3月17日静岡県告示第231号）

なお、旧金谷町では平成13年度から臭気指数制度を適用しており、合併後も金谷地区では平成20年度まで臭気指数18を規制基準としていました。

5-3　脱臭のための技術

悪臭は、空気中に含まれる悪臭物質によるものであり、悪臭物質を空気中から取り除くことで臭いを弱めることができます。悪臭防止法では、特定施設の管理項目の中に、脱臭装置の設置や防臭剤の散布を義務付けていますが、特定施設に当たらない小規模の事業所からの悪臭についても、必要に応じて設置するのが望ましいです。

脱臭は、目的の悪臭物質に適した方法を選択したり、組み合わせたりして行います。基本的には、吸着させる・化学反応させる・燃焼させる・より強い臭いで隠ぺいする、の４つの手法がとられています。

事業場等で使用される主な脱臭法

脱臭法	原　理	効果のある悪臭物質
ガス洗浄法	排ガスを水や薬品に通して悪臭物質を液側に移す方法で最も一般的な方法	ほとんどの悪臭物質
オゾン酸化法	悪臭物質をオゾンと反応させて無臭化させたり、オゾンの強い臭いで隠ぺいする方法	ほとんどの悪臭物質
直接燃焼法	悪臭ガスを800℃以上の高温で悪臭物質を完全に燃焼させる方法	燃焼能力の高い悪臭物質
接触酸化法	触媒を用いて260℃から320℃程度の低温で悪臭ガスを分解させる方法	燃焼能力の低い悪臭物質
吸着法	活性炭やシリカゲルを使って悪臭物質を吸着させる方法	アルコール類、油類
塩素処理法	悪臭物質を塩素化合物と反応させて無臭化する方法	生物系有機化合物
空気酸化法	一時的に空気にさらして無害化させる方法	硫化水素
マスキング法	悪臭よりも更に強い臭いをもつ芳香物質で隠ぺいする方法	ほとんどの悪臭物質
土壌酸化法	土壌細菌の働きにより、悪臭物質を分解する方法	アンモニア及びアミン類
イオン交換樹脂法	イオン交換樹脂により悪臭物質を吸着させたり、イオン反応によって除去する方法	下水・し尿

5－4　悪臭特定施設の届出状況

「静岡県生活環境の保全等に関する条例」によって悪臭に係る特定施設として定められた規模の施設を有する事業場等は、施設の設置についての届出が義務付けられ、特定施設の構造並びに使用及び管理に関する基準の遵守を求められます。

本市において届出のある事業所数は下表のとおりです。

悪臭に係る特定施設設置届出状況（令和８年３月末現在）

施設番号	特定施設の名称	件　数
３	パルプ又は紙の製造の用に供する蒸解施設	1
４	調味料の製造又は穀物の加工の用に供する乾燥施設	1
７	木材チップの堆積場であって、面積が1000㎡以上のもの	1

６　公害苦情

公害は、典型７公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）と、それ以外の公害（日照阻害、通風阻害、光害、香害など）に分けられます。

本市における公害苦情は、大気汚染、騒音、悪臭が主となっています。

基準に適合しない焼却炉での焼却や、地焼き・ドラム缶等を使用した焼却行為（いわゆる「野焼き」）から発生するばい煙による大気汚染に関する苦情や騒音の苦情が多く、令和７年度は、大気汚染に関する苦情が７件、騒音に関する苦情が５件ありました。

過去５年間の公害苦情件数

年度	合計件数	典型７公害							その他
		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	
R3	31	15	0	0	9	0	0	7	0
R4	20	6	0	0	9	0	0	5	0
R5	29	15	2	0	6	0	0	6	0
R6	25	8	4	0	8	1	0	4	0
R7	22	7	5	0	5	0	0	5	0

令和７年度の地区別公害発生件数

地区名	川根	伊久身・大長	金谷	旧島田市内・大津	六合	初倉
件　数	0	1	4	9	5	3

令和７年度の主な公害苦情の内容

公害等の種類	発生源	対応	経過
大気汚染（野焼き）	農業	訪問指導を行った。	解決
大気汚染	製造業	近隣住民から年複数回、焼却に伴う白煙発生が原因の苦情である。事業者に焼却装置の適正な運転を申し入れた。	継続
騒音	建設業	建物解体工事において、防音対策と解体工法の変更により騒音抑制を高める対応を要請した。	解決
悪臭	製造業	工場から排出される臭気について、現地確認や原因者、申立者とそれぞれ協議を行った。	継続
水質汚濁	河川	魚の大量死の発生通報にて、現地で簡易測定を行ったが異常は認められなかった。原因不明事案（一時的な酸欠か）。	解決

7　環境保全協定*

市民の健康を保護し、生活環境を保全することを目的として公害関連法令が制定されていますが、本市は、これらの法令を補完して、市内の主要工場と環境保全協定を締結しています。

協定書は、環境保全対策・環境保全計画の見直し、施設の設置等に関する協議、事故時の措置・報告及び検査、被害補償、工場緑化などの環境の保全及び創造に関する事項について定めています。

なお、協定工場と毎年、環境保全計画書の見直しの協議を実施しています。

環境保全協定締結工場一覧

事業所名	工場所在地	業　種	締結年月日
新東海製紙株式会社島田工場	島田市向島町4379	製紙業	昭和50. 9.11
株式会社ヤマシタ静岡事業所	島田市中河737	リネンサプライ業	昭和51. 7. 1
株式会社紀文食品静岡工場	島田市大柳297-1	食品製造業	昭和51.12. 3
矢崎計器株式会社島田製作所	島田市横井一丁目7-1	精密機械器具製造業	昭和54. 2.19
ダイオーペーパープロダクツ株式会社島田事業所	島田市宝来町8-1	家庭紙製造業	昭和56. 3. 3
ネスレ日本株式会社島田工場	島田市細島1700	食品製造業	平成元. 4.26
味の素食品株式会社静岡工場 味の素ベーカリー株式会社島田事業所	島田市大柳1177-1	食品製造業	平成3.11.19
株式会社あじかん静岡工場	島田市中河817-5	食品製造業	平成10. 3.20
トライ産業株式会社島田工場	島田市中河895-22	食品加工業	平成14.10.16
株式会社日本デリカサービス島田工場※	島田市中河895-21	食品製造業	平成17. 1.18
シミックＣＭＯ株式会社静岡工場	島田市金谷東一丁目588	医薬品製造業	平成18. 4. 3
沼津熔銅株式会社金谷工場	島田市金谷泉町21-1	荒引線加工製造業	平成18. 6.21
ジオスター株式会社金谷工場	島田市金谷東二丁目44-9	窯業コンクリート二次製品製造	平成19. 3.15
富士食品工業株式会社静岡金谷工場	島田市牛尾1600-1	調味料製造業	平成25. 3.26
サンコー精産株式会社島田工場	島田市横岡新田字堤間1番地11	金属加工業	令和3.12.22
株式会社ジャパンスリーブ島田工場	島田市大草492番地1	印刷業	令和3.12.22

令和８年３月末現在　16工場と協定締結

※令和６年７月　日本クッカリー株式会社と株式会社グルメデリカが合併、社名変更

8　自然環境

本市は南北に長い地形で、その中央に大井川が北から南東へ貫流し、人口の大半が大井川左岸の旧島田地区から六合地区及び大井川右岸の金谷地区の大井川扇状地最上流部に集中しています。市域を北から南へ概観すると、北部の急峻な山地が徐々になだらかになり、大井川扇状地を経て大井川、そしてそれより南の台地（中位段丘）を形成しています。

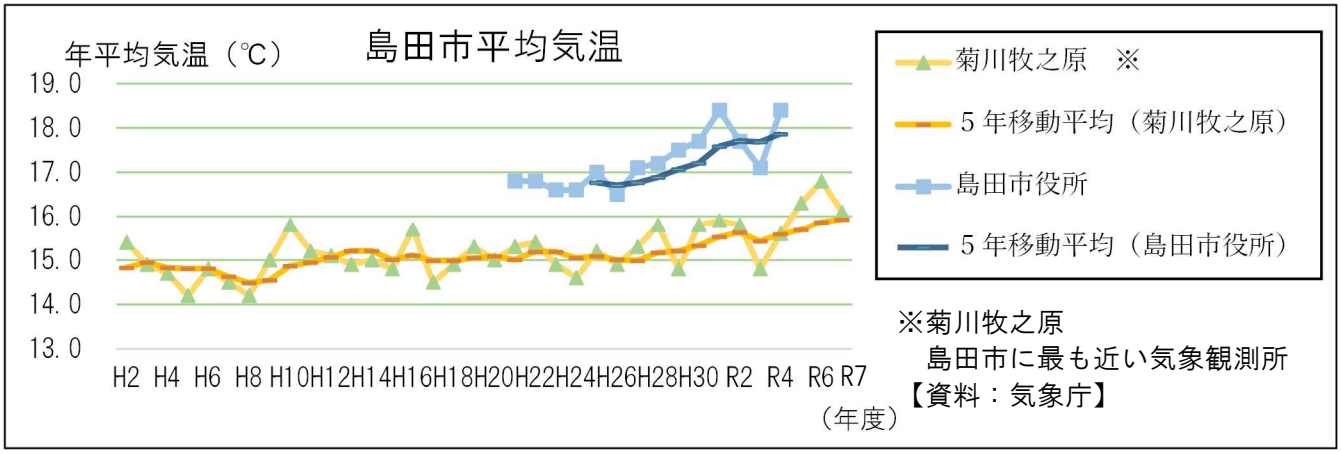
この地形を形成してきた最も重要な要素は大井川です。大井川は山梨県・長野県との県境にあたる赤石山脈に源を発し、駿河湾に注ぐ全長約168kmの１級河川で、本市よりも下流部では、川幅（河岸を含む）が１km以上にも達する大河川です。静岡県を流下する河川は、富士川、安倍川、天竜川など、いずれも日本有数の急流性の暴れ川であり、大井川もその特徴をもって川根山地と志太平野を形成しました。このため一般河川の流域に比べると、上流の川根山地は急峻で盆地や流域面積が狭く、下流の志太平野は流域全体の面積に対して狭く、三角州や自然堤防体が存在しません。

特に川根地区において、約４kmにわたり穿入蛇行を繰り返す地形は「鵜山の七曲り」と呼ばれ、全国的にも大変珍しく、県の天然記念物に指定されています。この蛇行は、しわのように隆起した地層に川が流れ込んでできたものです。そして志太平野は扇頂から河口部分にいたるまで小石の河原で覆われています。

8-2　気象

本市は太平洋側気候区に位置し、冬は北西の季節風の影響により、晴天で乾燥した日が続き、逆に夏は太平洋からの湿った暖かい風の影響で高温多湿となります。本市の気候の特色として、年間を通じて卓越した西風が吹き、冬期には特にこの傾向が著しく、夜の冷え込みが大きく霜の降りる地域も広くあります。これは風が、本市の北側や西側の山地から大井川の谷を吹き出し口として平野部に吹き降りてくるもので、気象条件よりも地形が大きく影響していると考えられます。このため平野部では冬期に乾燥し、雪が降るのはまれです。しかし、強風により北部山地に積もった雪が吹き送られ、雪がまばらに降るように見える「風花（かざはな）」は年に数回見られます。

島田市の平均気温の推移



※菊川牧之原
島田市に最も近い気象観測所
【資料：気象庁】

令和７年度　島田市の月別平均風速（参考値）　（単位：m/秒）

地　点	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年平均
市役所	3.2	3.1	2.8	2.4	3.3	2.6	2.3	2.6	3.5	4.9	3.2	2.4	3.0

※令和５年度まで実施していた「初倉小学校」「六合小学校」は、機材の故障・劣化により測定を終了しました。
※気象データは研究用の測定のため、集計機器の検定を受けておらず、基本的に参考値になります。

８－３　水生生物

本市では、水生生物による河川水質調査を行っています。この調査は、河川に住む水生生物を調査することによって、そこで見られる指標生物（温度や湿度、水量、酸素量など、その生物が生息できる環境条件が特徴的であるため、その生物が生息していることがその地域の状態を示す証拠となる生物）の状況から調査地点の水質を４段階で評価するもので、複雑な器具や特別な専門知識を持たなくても調査できるため全国の学校・行政機関で広く行われています。

本市では、公益社団法人日本水環境学会から発行されているテキスト「川の生きものを調べよう～水生生物による水質判定～（環境省水環境部・国土交通省河川局編）」をもとに水生生物調査を行っております。

調査は市内７水系21か所で行っており、その結果は下表及び次ページ図のとおりです。

水生生物調査結果（大津谷川は毎年、他６河川は隔年で調査）

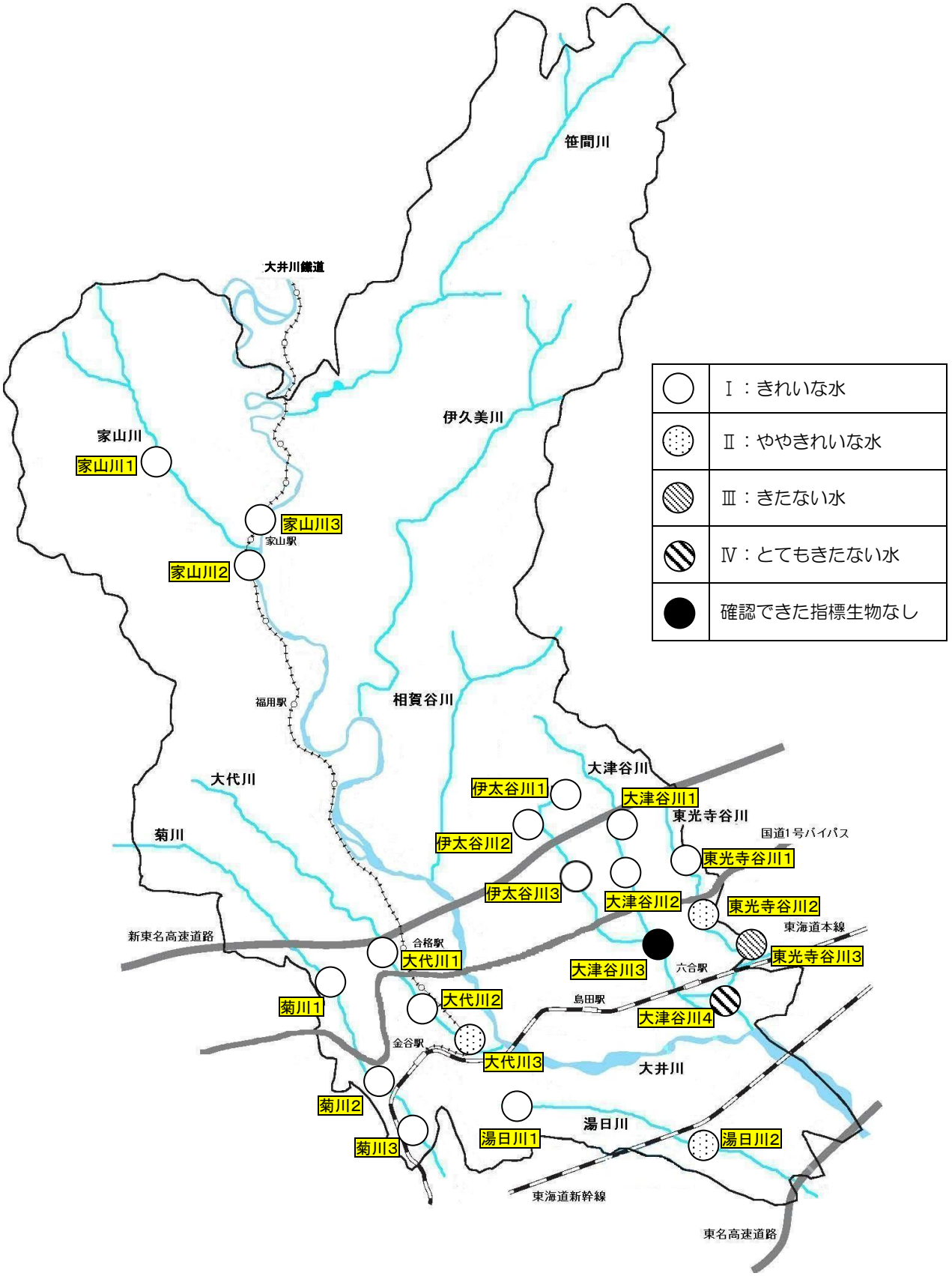
河川水系（調査日）	番号	調査箇所名（位置）	水質階級	主な指標生物
家山川（R.7.5.8）	1	新協和橋（家山祢宜島）	Ⅰ	ヘビトンボ、カワゲラ等
	2	家山橋（家山市場）	Ⅰ	カワゲラ類、ヒラタカゲロウ等
	3	堀川河口※1（家山市場）	Ⅰ	カワゲラ類、ナガレトビケラ等
大津谷川（R7.5.28）	1	天徳寺（大草）	Ⅰ	カワゲラ、サワガニ、ナガレトビケラ等
	2	大津小学校（落合）	Ⅰ	カワゲラ類、ナミウズムシ等
	3	千歳橋（元島田）	―	確認できた指標生物なし
	4	源助橋（細島）	Ⅳ	エラミミズ
伊太谷川（R6.9.13）	1	田代環境プラザ下（伊太田代）	Ⅰ	サワガニ、ヒラタドロムシ類
	2	ももの木沢（伊太上伊太）	Ⅰ	サワガニ、カワニナ類、ユスリカ
	3	用水合流点（伊太中村）	Ⅰ	ヒラタカゲロウ、ゲンジボタル
東光寺谷川（R7.6.4）	1	茶農協跡（東光寺）	Ⅰ	ヘビトンボ、ゲンジボタル等
	2	阿知ヶ谷東山（阿知ヶ谷）	Ⅱ	ゲンジボタル等
	3	宿島橋（岸町）	Ⅲ	ミズムシ等
大代川（R6.9.13）	1	昭代橋（竹下）	Ⅰ	カワゲラ、ヒラタカゲロウ等
	2	大代橋（金谷泉町）	Ⅰ	カワゲラ、ヒラタカゲロウ等
	3	往還下橋（金谷東二丁目）	Ⅱ	コガタシマトビケラ
菊川（R7.6.18）	1	佐夜鹿北（佐夜鹿）	Ⅰ	サワガニ、ヘビトンボ等
	2	菊水橋（菊川）	Ⅰ	ヒラタカゲロウ等
	3	浅川橋（神谷城）	Ⅰ	ヒラタカゲロウ等
湯日川（R7.8.27）	1	湯日川起点（湯日吹木）	Ⅰ	ナミウズムシ、ヘビトンボ
	2	月坂団地裏（月坂）	Ⅱ	ヒラタドロムシ類、コガタシマトビケラ等

※1 堀川は家山川とは独立した水系とされているが、大井川河川敷への流入地点が近接し、河原内で合流することが多いため便宜上同一の水系として扱う。

参考１：水質階級と指標生物

水質階級	指標生物
Ⅰ：きれいな水	アミカ類、ナミウズムシ、カワゲラ類、サワガニ、ナガレトビケラ類、ヒラタカゲロウ類、ブユ類、ヘビトンボ、ヤマトビケラ類、ヨコエビ類
Ⅱ：ややきれいな水	イシマキガイ、オオシマトビケラ、カワニナ類、ゲンジボタル、コオニヤンマ、コガタシマトビケラ類、ヒラタドロムシ類、ヤマトシジミ
Ⅲ：きたない水	イソコツブムシ類、タニシ類、ニホンドロソコエビ、シマイシビル、ミズカマキリ、ミズムシ
Ⅳ：とてもきたない水	アメリカザリガニ、エラミミズ、サカマキガイ、ユスリカ類、チョウバエ類

出典：「川の生きものを調べよう～水生生物による水質判定～（環境省水環境部・国土交通省河川局編）」



令和６、７年度水生生物調査結果図

参考２：国土交通省静岡河川事務所による大井川本流水生生物調査

調査地点	調査日	水質階級	主な指標生物
大代川、大井川合流部付近	R7.8.7	Ⅰ	ナガレトビケラ類、コガタシマトビケラ類 その他指標生物以外：スジエビ、シマトビケラ、ヨシノボリ、ボウズハゼ、ドジョウ等

※参考資料：静岡河川事務所ホームページ(https://www.cbr.mlit.go.jp/shizukawa/river/research/)
R7.8.7の調査結果（https://www.cbr.mlit.go.jp/shizukawa/cms/news/logs/20250821154631/20250821154631.pdf）

調査結果について、以下のとおり補足します。

家山川では、全地点において水質階級がⅠとなりました。堀川河口については、河川の流路が変更した影響で家山川と堀川は合流せず、それぞれが大井川に流入していたため、家山川単独の測定となり水質が改善し、水質階級がⅠとなりました。

大津谷川では、天徳寺及び大津小地点では水質階級がⅠとなりました。ただし、大津小付近では周辺の水田の高度基盤整備の影響により、指標となる水生生物の確認が難しいため、水質階級が安定しません。千歳橋については、生活排水や工場排水の流入があるためか、スジエビやタニガワカゲロウ等は確認できたものの、指標生物は確認できませんでした。源助橋については水質があまりよくなく、指標生物としてはエラミミズが確認されたのみであったため、水質階級はⅣとなりました。

東光寺谷川では、茶農協跡において、前回調査では水質階級Ⅱの指標生物であるカワニナが極めて多く生息していましたが、今回調査では確認できませんでした。しかし水質階級Ⅰの指標生物であるヘビトンボと水質階級Ⅱの指標生物であるゲンジボタルが同程度確認されたため、水質階級がⅠ～Ⅱとなりました。また、宿島橋付近において前回調査ではヒルなどの生活排水の影響が強い場所で見られる生物が確認できましたが、今回調査ではミズムシが多く確認できたため水質階級はⅢとなりました。

菊川では、全地点において水質階級がⅠとなりました。しかし菊水橋付近はすぐ下流にできた堰のため水の流れが非常に遅くなり、高温が続いた影響もあり川底には褐藻やアオミドロが貼りつくようになっていました。

水生生物調査では、川を四つの水質階級に分けておりますが、この結果は主に人間が川に流す生活排水の影響で変化する川の生物の様子をできるだけ反映するようにしています。生活排水の中でも川の水を汚す主な原因は食用油や食べ残し、飲み残しなどです。醤油や米のとぎ汁などを川に流した場合、魚が住めるような水になるまで薄めるためには、必要な水の量は以下の表のようになるといわれています。

各家庭でも浄化槽を適切に管理し、不要なものをみだりに水に流すことをせず、地域の川が極端に汚れることのないように心がけましょう。調理時の食品残渣を減らしてごみを出さないようなエコクッキングや、使用済みの食用油を回収して石鹸として再利用するなどの取組事例もあります。

食品などのBODと、魚が住めるような水になるまで薄めるのに必要な水の量

		汚れの程度（BOD）	必要な浴槽の水 （１杯は約300リットル）
しょうゆ	15ml	150,000mg/l	1.5杯
米のとぎ汁	2,000ml	3,200mg/l	4.2杯
味噌汁	200ml	35,000mg/l	4.7杯
マヨネーズ	10ml	1,200,000mg/l	8杯
牛乳	200ml	78,000mg/l	10杯
おでんの汁	500ml	74,000mg/l	25杯
天ぷら油	500ml	1,000,000mg/l	330杯

参考：静岡県環境衛生科学研究所発行「生きものでわかる　しずおかの川」

【参考】過去の水生生物調査結果との比較

河川水系	調査箇所名（位置）	R2	R3	R4	R5	R6	R7
家山川	新協和橋（家山祢宜島）		1		2		1
	家山橋（家山市場）		1		1		1
	堀川河口※（家山市場）		3		3		1
大津谷川	天徳寺（大草）	1	1	1	1	1	1
	大津小学校（落合）	3	1	4	1	1	1
	千歳橋（元島田）	3	3	3	3	-	ー
	源助橋（細島）	3	3	3	3	2	4
伊太谷川	田代環境プラザ下（伊太田代）	1		1		1	
	ももの木沢（伊太上伊太）	1		1		1	
	用水合流点（伊太中村）	4		2		1	
東光寺谷川	茶農協跡（東光寺）		1		2		1
	阿知ヶ谷東山（阿知ヶ谷）		2		2		2
	宿島橋（岸町）		3		3		3
大代川	昭代橋（竹下）	1		4		1	
	大代橋（金谷泉町）	1		-		1	
	往還下橋（金谷東二丁目）	3		1		2	
菊川	佐夜鹿北（佐夜鹿）		1		1		1
	菊水橋（菊川）		4		1		1
	浅川橋（神谷城）		1		1		1
湯日川	湯日川起点（湯日吹木）	-		4		1	1
	月坂団地裏（月坂）	2		2		2	2

※数値は、水質階級を示しています。

1：きれいな水　　2：ややきれいな水　　3：きたない水　　4：とてもきたない水

ー：確認できた指標生物なし

※降水量、河川工事、農業（農薬や施肥等）の影響等により、水質が安定しない場合があります。

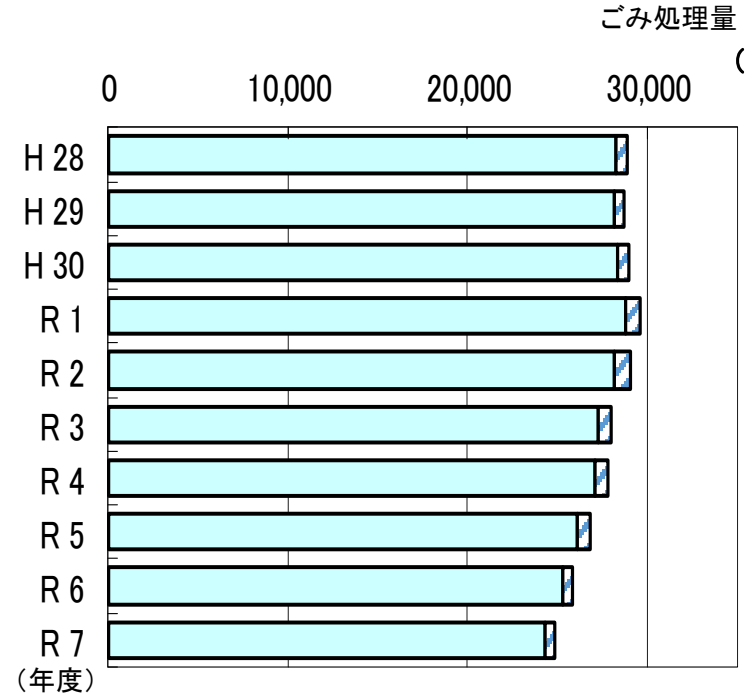
９　一般廃棄物*

9-1　ごみ

本市では、資源ごみの他に燃えるごみ（可燃ごみ）、燃えないごみ（廃家電や主に金属ごみ）を収集しており、平成18年度からペットボトル、白色トレイ、紙パックの集積所回収、平成26年度から古布類の拠点回収を開始しました。

令和元年以降のごみ処理量については、要因を特定することは困難ですが、人口減少や社会情勢等の影響を受けながら堅調に減少を続けています。

今後も3R*（リデュース（ごみの発生や資源の消費自体を減らす）、リユース（ごみにせず繰り返し使う）、リサイクル（ごみにせず再資源化する））の推進をしていく必要があります。



年度	燃えるごみ	燃えないごみ
H 28	28,265	644
H 29	28,140	604
H 30	28,332	680
R 1	28,794	838
R 2	28,213	862
R 3	27,240	756
R 4	27,102	743
R 5	26,108	697
R 6	25,298	585
R 7	24,316	515

9-2　リサイクル

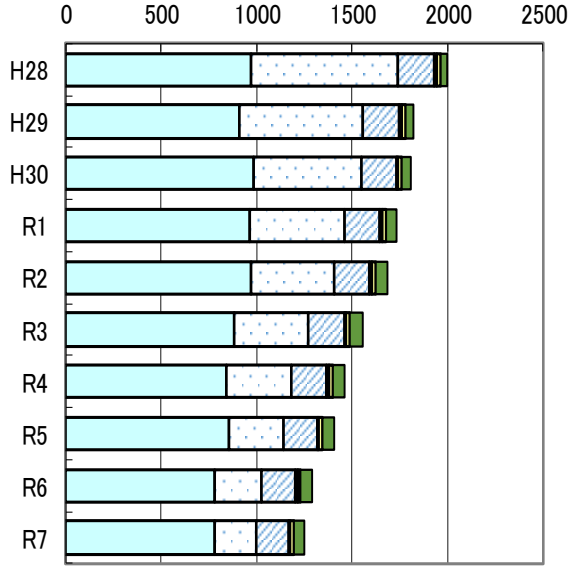
本市では、資源ごみとして市内約740か所の集積所（古紙類は704か所）で古紙類、ガラス類（空きびん、陶磁器及び雑ガラス）、乾電池、蛍光灯を収集しています。平成18年度からペットボトル、白色トレイ、紙パックなどの容器包装については、従来の店頭回収に加え、集積所でも収集、平成26年度からは古布類の拠点回収も開始し、リサイクルへの意識高揚を図っていますが、依然として、資源類が燃えるごみに混入されていることから、更なる分別の徹底が必要です。

また、近年、資源類の回収量が減少しており、特に古紙の回収量の減少が顕著となっています。これは、ペーパーレス化による全国的な古紙の激減が原因であると推測されます。新たなリサイクルの検討としては、平成30年度から試験的ではありますが自己搬入された使用済み羽毛布団のリサイクルを開始しています。

有害物質の対策としては、平成30年度から市役所、支所の窓口など（6か所）で、水銀式体温計、水銀式血圧計、水銀式温度計の拠点回収を開始し、燃えるごみへの混入を防ぎ、確実にリサイクルすることで、大気汚染防止に配慮しています。

また、田代環境プラザでは、溶融炉で燃えるごみを処理して排出されるスラグ及びメタルを売却して再資源化しています。スラグ及びメタルの再資源化により最終処分は処理灰のみとなり、最終処分量を従来の焼却施設より半分以下に抑えています。

リサイクル量　（民間の回収は含まない）



年度	ガラス類	古紙	ペットボトル	トレイ	紙パック	古布類
H28	975	768	189	12	23	34
H29	912	644	191	12	22	42
H30	983	566	183	12	20	48
R1	966	493	185	12	21	60
R2	969	437	183	13	21	63
R3	884	387	188	12	19	68
R4	844	339	185	11	19	61
R5	853	288	178	10	18	59
R6	783	244	177	10	18	61
R7	784	218	164	10	17	61

9-3　ごみ・資源の収集・処理体制

資源類とごみの収集は、市の直営と民間委託により行っています。島田地区の可燃ごみと不燃ごみ及び川根地区の全てのごみは市の直営、島田地区の資源類及び金谷地区の全てのごみは民間委託による収集となっています。

燃えるごみは、田代環境プラザで溶融処理し、処理灰は島田市一般廃棄物最終処分場へ埋め立て処理をしていましたが、平成28年度で搬入を終了したため、平成29年度からは民間施設に処理を委託しています。

資源類は、古紙類、びん（白色・透明、茶色のもの、リターナブル）、紙パック、古布類は売却し、容器包装リサイクル法対象のペットボトル、白色トレイ、売却できない色付きびんは民間委託により中間処理を行った後、指定法人ルートで再商品化事業者に処理を委託しています。また、陶磁器・ガラス屑は埋立処理せず、土砂の代替用として再商品化事業者に処理を委託しています。

ペットボトルは、平成18年度から入札拠出金として収入が発生しています。平成22年度からは回収したペットボトルについているペットボトルキャップの選別及び売却を開始しました。その他の品目も売却又は再商品化事業者に委託しリサイクルを行っています。

9-4　生ごみ処理容器補助金について

本市では、ごみ減量施策の一環として、家庭から排出される生ごみの減量を図るため、生ごみ処理容器やキエーロ等の購入者に対して補助金を交付しています。また、キエーロについては、レンタルによるお試しやプチっとキエーロの利用により、効果を検証してから購入される方もいます。

【参考】補助件数（過去5年）

年度	コンポスト・ボカシ	キエーロ等	生ごみ処理機器
R3	8台	6台	10台
R4	17台	23台	12台
R5	7台	14台	16台
R6	4台	14台	24台
R7	2台	9台	25台